

# 職員の給与等に関する報告

令和2年12月

千葉県人事委員会

人 委 給 第 175号 令和 2 年12月24日

千葉県議会議長 山中 操 様 千葉県知事 鈴木栄治 様

千葉県人事委員会 委員長 **諸 岡 靖 彦** 

## 職員の給与等に関する報告について

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条及び第26条の規定により、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、公務運営について別紙第2のとおり報告します。

# (目次)

別刹	纸第 1	職員の	の給.	与に	関す	-る	報	告															
1	職員	の給与	<b>,</b>			•				•	•		•	•		•		•	•			•	3
2	民間	<b>恰与</b> €	つ調査	・査		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
3	職員	の給与	7 Ł F	<b>民間</b> :	給与	ع	の.	比	校・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
4	職員	の給与	<b>すと</b> [	国家·	公務	員	給.	与。	<u>ل</u> م	)比	較	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
5	物個	及び生	と計り	貴・		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(1) 物	加価指数	攵																				
	(2) 標	準生計	†費																				
6	人事	院の幹	设 <del>告</del> の	の概	要・	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
7	本年	の月例	別給こ	<b></b> 次定	の考	え	方	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
8	高虧	層職員	員の網	合与	• •	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
別紐	第 2	公務選	営	こ関 <sup>·</sup>	する	報	告																
1	人材	の確保	マスタス	び育り	成・	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	(1) 人	、材の確	笙保																				
	(2) 人	、材の育	<b> </b>																				
2	能力	」・実績	責にま	基づ	く人	事	管	理		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
3	勤矟	環境の	)整値	備・		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
	(1) 総	実勤務	<b>务時</b> 間	間の	短縮	İ																	
	(2) 聙	員の復	建康管	<b></b> 管理																			
	(3) 誰	もが賃	動きの	やすり	ハ勤	務	環境	境(	の実	₹現	ı												
	(4)	ラスァ	レン	ト防.	止対	策																	
4	高虧	層職員	の	能力.	及び	経	験	の	舌月	∄ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14

#### 別紙第1

## 職員の給与に関する報告

本委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、「令和2年職種別民間給与実態調査」において特別給等に関する調査を先行して実施した。その調査結果に基づき、本年10月14日に、職員の特別給の支給月数を引き下げることを内容とする勧告を行ったところである。

今般、月例給に関する調査が完了し、結果を取りまとめたことから、本報告を行 うものである。

#### 1 職員の給与

本年4月現在で調査・集計した本県の「令和2年人事統計に関する報告」によると、在職者は52,080人であり、それぞれの職務の種類に応じて、行政職、公安職、教育職、研究職、医療職、海事職、福祉職、特定任期付職員及び任期付研究員の9種13給料表が適用されている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者は9,452人であって、その平均年齢は39.6歳であり、男女別構成は男61.7%、女38.3%、学歴別構成は大学卒60.2%、短大卒12.9%、高校卒26.9%、中学卒0.0%である。これらの職員の給与月額の平均は、本年4月現在において361,788円となっている。

また、教員、警察官、医師等を含めた職員全体の給与月額の平均は392,740円となる。

(報告資料第1表~第3表)

#### 2 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、千葉市人事委員会及び人事院等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した373の事業所に

ついて「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢等及び本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況、家族手当の支給状況等についても調査を行った。

月例給に関する調査の完了率は、先行して実施した特別給等に関する調査に引き続き民間事業所からの格段の理解と協力を得て、83.5%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

#### 3 職員の給与と民間給与との比較

前記の人事統計に関する報告及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、本 県の職員においては行政職、民間においては公務の行政職と類似すると認められ る事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢が同等であると認められ る者同士の4月分の給与額をそれぞれ対比させ、精密に比較(ラスパイレス方式) したところ、民間給与が職員の給与を1人当たり平均53円(0.01%)上回ってい ることが明らかとなった。

(報告資料第21表)

#### 4 職員の給与と国家公務員給与との比較

「平成31年地方公務員給与実態調査」(総務省)によると、昨年4月1日現在の国における行政職俸給表(一)適用職員の俸給と本県の行政職給料表適用職員の給料の月額を、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により国家公務員を100として比較した本県のラスパイレス指数は、99.9となっており、前年より0.2ポイント低下している。

#### 5 物価及び生計費

#### (1) 物価指数

総務省による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ全国で0.1%上昇

し、千葉市では同水準となっている。

(報告資料第23表)

#### (2) 標準生計費

本委員会が、総務省の家計調査を基礎として算定した千葉市における標準生計費は、本年4月において2人世帯で169,160円、3人世帯で200,610円、4人世帯で232,060円となっている。

(報告資料第22表)

#### 6 人事院の報告の概要

人事院は、本年10月28日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与について 報告を行った。

月例給について、国家公務員給与が民間給与を平均164円(0.04%)上回っていたが、較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、改定を行わないとしている。

(報告資料〈参考〉人事院勧告の骨子)

#### 7 本年の月例給改定の考え方

以上報告した民間給与、物価、生計費及び国家公務員の給与報告等諸般の状況 を総合的に勘案した結果、職員の本年の月例給の改定に係る本委員会の見解は、 次のとおりである。

人事委員会勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則を踏まえ、職員の 給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行ってきて いる。

本年の職種別民間給与実態調査の結果をみると、約8割の民間事業所において 定期的に行われている昇給を実施しており、また、一般の従業員(係員)につい て、ベースアップを実施した事業所の割合は23.3%(昨年32.4%)、ベースダウ ンを実施した事業所はなく(昨年0.4%)、昨年と比べてベースアップを実施した 事業所の割合が減少している。 このような状況において、前記のとおり、本年4月時点における較差を算出したところ、民間給与が職員の給与を53円 (0.01%) 上回っているものと認められた。

これらのことを踏まえ、本年の月例給の改定をどのように取り扱うかを検討した結果、本年の民間給与との較差が極めて小さいこと等を考慮し、月例給の改定を行わないことが適当であると判断した。

#### 8 高齢層職員の給与

55歳を超える職員の昇給制度については、国に準じて平成26年度から原則として昇給停止としているが、当分の間の措置として、標準の勤務成績であっても1 号給昇給ができることとしているところである。

当該措置の廃止については、他の都道府県や民間の動向等も踏まえながら、引き続き慎重に検討していく必要がある。

## 公務運営に関する報告

#### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 人材の確保

近年の若者人口の減少に加え、学生の進路選択の早期化や就業意識の多様化などを背景に、人材確保が引き続き厳しい状況にある中、国内ではこれまで経験したことのない新型コロナウイルス感染症の拡大や大規模な自然災害といった危機的な事態が発生している。

こうした行政を取り巻く環境が大きく変化する中で、複雑・高度化する課題に 迅速かつ的確に対応するためには、県民の視点に立った高い使命感や倫理感を持 ちながら、着実に職務を遂行し、かつ、創造性やチャレンジ精神にあふれる多様 で有為な人材を確保することが重要である。

本県においては、これまで広報・啓発活動として、職員採用セミナーの充実や、大学等での採用説明会の実施回数の増加を図るほか、ホームページにおいて技術系職種等の仕事紹介を行うなど、県の魅力や仕事内容、やりがいなどを積極的に発信し、受験者の確保に努めてきたところであるが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス(ツイッター)をより積極的に活用し、新たにウェブ会議アプリケーションを利用した採用説明会等への参加機会を増やすなど、効果的な採用試験情報の発信を更に強化していく。

また、女性職員の採用については、千葉県女性職員活躍推進プランに基づき、 女性職員の活躍の様子や仕事と家庭が両立できる働きやすい職場であることを積 極的に発信し、より多くの女性に受験してもらうための取組を進めている。

試験制度については、平成28年度に、専門試験を課さず、プレゼンテーションを取り入れた面接を行う試験職種「一般行政B」を創設し、平成29年度には、社会人採用選考考査において、従来実施していた教養試験を廃止するなど、多様な能力・経験を有する人材を確保するために必要な見直しを行っている。

さらに、障害者雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨等を踏まえ、これまで身体障害者を対象としていた採用選考考査において、事務系職種は平成30年度に、資格免許職及び技術系職種は令和元年度に、知的障害者や精神障害者まで対象を拡大する等、受験資格の大幅な見直しを行ったところである。

障害者が障害の特性等に応じて能力が発揮できるよう、積極的かつ計画的に障害者雇用の推進を図っていくことが求められている。

いわゆる就職氷河期世代の支援については、昨年12月に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」において、「国家公務員の中途採用について、令和2年度から令和4年度までの3年間、政府を挙げて集中的に取り組む」とされており、地方公務員においても同様に、積極的に中途採用を行うよう国から要請があった。

こうした趣旨を踏まえ、本県においても今年度、就職氷河期世代を対象とした 選考考査を実施しているところである。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況下における各種採用試験の実施に当たっては、試験日の延期や試験方法の変更等を検討するなど、必要な感染症対策を講じた上で、安全かつ適切に採用試験を実施していくこととしている。

今後とも、広報・啓発活動を一層強化するとともに、より良い試験制度となるよう努め、任命権者と連携しながら、多様で有為な人材の確保を図っていく。

#### (2) 人材の育成

社会経済情勢の変化に伴い、複雑・高度化する様々な課題を解決するためには、 職員の意欲を高めつつ、その能力を最大限に活用していく必要がある。

現在、職員能力開発センターでは、若手職員育成研修において、業務に対する 意欲向上を図るため、キャリアデザインの意識付けの強化を図っており、このよ うな取組を通じ、職員自らが描いたキャリアビジョンの実現に向け、主体的な能 力開発の機会を設けることが重要である。

そのため、執務を通じた人材育成(OJT)に加え、それを補完する執務を離れた研修(OffJT)や自主的学習など、職員自身がやる気、やりがいを持

って取り組む自己研鑽に対し、組織としての支援を進め、人を育てる職場環境づくりの醸成が図られることが期待される。

今年度の職員研修については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、本年5月から7月にかけて実施を予定していた新採職員研修等を延期するとともに、一部の研修をオンデマンド配信により実施するなど、研修の年間実施計画の大幅な見直しを行ったところである。

今後、これを契機にインターネットの活用を更に推進するなど、時代に合った 研修メニューの提供や研修方法の検討が求められる。

また、近年、若年層の職員の割合が増加する一方で、後輩の指導・育成を担うべき中堅層の職員が減少している中、適切な事務処理を着実に行うとともに、将来に向かって組織力を高めていくことが課題となっている。

そのため、管理職や班長等のマネジメント能力の更なる向上とともに、班長等をサポートする職員のフォロワーシップを強化するための人材育成の取組が重要である。

こうした人材開発に当たっては、組織力向上のみならず、県民志向、仕事力向 上を加えた「目指すべき職員像」に十分留意しながら、個々の職員の意欲を高め、 能力を引き出す取組を進めていく必要がある。

#### 2 能力・実績に基づく人事管理

人事行政の公正を確保し、公務の質を高く保つためには、地方公務員法の趣旨に 従い、職員の能力と勤務実績を的確に評価するとともに、その評価結果を人事管理 の基礎として活用することが重要である。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を契機に、テレワーク等が推進されているが、そのような中においても、評価者には、部下職員との適切なコミュニケーションを図ることにより、職員個々の職務の遂行状況等を的確に把握した上で、適正に評価することが求められる。

そのため、人事評価制度がより実効性のあるものとなるよう、引き続き評価者の 評価能力向上に資する研修や目標設定・評価に当たっての職員と評価者との対話の 充実、運用実態の検証、苦情相談制度の運用などにより、評価制度の公正性、納得性を一層高めるとともに、評価結果について、任用、給与、分限、人材開発等へ適切に活用していくことが必要である。

#### 3 勤務環境の整備

昨年来、令和元年房総半島台風(台風第15号)、令和元年東日本台風(台風第19号)、10月25日の大雨といった災害が相次ぎ、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、多くの職員がこの事態に対応する業務に従事している。

今後も、新型コロナウイルス感染症のような危機的な事態への対応が求められ、 困難な状況にあっても業務を継続できる体制を構築しておかなければならない。

加えて、社会や経済をめぐる情勢が大きく変化する中で、行政を取り巻く環境 も複雑・高度化の一途をたどっている。

非常時における業務体制の構築や効率的な行政運営を行うためには、テレワークをはじめとする柔軟な働き方を導入し、行政のデジタル化などへの対応も踏まえた勤務環境を整備することが重要であり、このことは、育児や介護等、職員の様々な事情に応じた働き方を可能とするとともに、全ての職員の能力発揮に資するものと期待される。

職員が心身ともに健康で、周囲の職員と協力しながら、様々な行政課題に意欲的に取り組むことができるよう、任命権者においては、これまで以上に総実勤務時間の短縮や職員の健康管理に努め、多様で柔軟な働き方の実現に引き続き取り組んでいく必要がある。

#### (1) 総実勤務時間の短縮

任命権者においては、これまで、総実勤務時間を短縮するため、「ノー残業 デー」の実施や年次休暇等の取得促進、総実勤務時間の短縮に資する管理監督 者の能力発揮に対する適切な評価など様々な取組を推進してきたところである。

平成31年4月からは、人事委員会規則において、時間外勤務を命ずることができる上限時間(以下「上限時間」という。)を設定し、災害等の特別な事情

によって臨時の必要があり、上限時間を超える時間外勤務(以下「特例業務」 という。)を命じた場合は、任命権者はその要因の分析等を行い、その結果を 本委員会へ報告することも定めている。

令和元年度分の報告では、台風被害や新型コロナウイルス感染症に対する対応により、原則の上限時間である月45時間又は年360時間を超えて時間外勤務を命じられた職員数が大幅に増加し、人員配置又は業務分担の見直し等を行っても、特例業務を命じざるを得なかったとの状況が見受けられた。

特例業務の適用は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合に限って認められるものであり、厳格に運用すべきものであるから、任命権者においては、個々の職員の上限時間を適切に把握し、やむを得ず特例業務を命じた場合には、当該業務の概要や時間外勤務時間数等を記録し、当該時間外勤務が生じた要因の整理、分析及び検証を行うことが重要である。

そして、平常時から適切な方法による総実勤務時間の把握に努め、上限時間を超える時間外勤務が生じることのないよう、総実勤務時間の縮減を意識した計画的な業務の遂行について職員に周知徹底するとともに、所属長等の管理監督者が部下職員の業務管理を適切に行い、時間外勤務命令を必要最小限にとどめる等、マネジメントの強化を図ることも重要である。

また、限られた時間の中で効率的に業務を遂行するためには、職員一人ひとりの業務改善に対する意識を醸成することが必要であり、ペーパーレス化や電子決裁といった業務のデジタル化に加え、RPA(ロボットによる業務自動化)やAI(人工知能)など、新しい技術も積極的に導入しながら、ICTを活用した取組を更に推進することも必要である。

あわせて、年次休暇の取得促進に向けて、業務の繁閑を踏まえて計画的、連続的に休暇を取得するよう職員の意識向上を図るとともに、引き続き年次休暇等を取得しやすい職場環境づくりに取り組んでいくことが必要である。

さらに、これらのマネジメント強化、業務の合理化等を進めてもなお恒常的 に長時間の時間外勤務を行わざるを得ない場合には、人員の配置を含めた措置 を講ずる必要がある。 特に、教職員の多忙化については、全国的な問題となっており、本県教育委員会においても、文部科学省の指針を踏まえ、「学校における働き方改革推進プラン」を改定し、今年度から県立学校においては、ICカード式タイムレコーダにより出退勤時刻の適切な把握に取り組み、スクール・サポート・スタッフ等を増員することで教職員の負担軽減を図っているところである。

また、時間外在校等時間の上限時間や1年単位の変形労働時間制の導入に関しては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法において定められた指針の目的を踏まえ、本県教育委員会においてしっかりと検討を進める必要がある。

教職員が教育活動に専念できる環境を整えることは次代を担う児童生徒の成長にとって重要な課題であり、学校における働き方改革の取組は、市町村立学校も含めた公立学校全体で進めていくことが必要であることから、引き続き、市町村教育委員会や関係団体と連携を図り、国等の状況を注視しながら取組を推進することが重要である。

#### (2) 職員の健康管理

任命権者においては、これまで、相談窓口の設置や研修の実施等職員の健康づくりに取り組むとともに、精神性疾患による休職者等については、職場復帰支援プログラム等によるリハビリ出勤を実施するなど、円滑な職場復帰及び再発防止に取り組んできたところである。

しかしながら、本県における、精神性疾患を理由とする療養休暇取得者や休職者の人数は増加傾向にあり、また、心身の故障による休職者のうち、精神性疾患による休職者数の割合は、依然として高くなっている。

こうした中、任命権者においては、セルフケアを推進するための研修の拡充 や、精神科産業医による休職者の復職支援等の対策を講じており、知事部局に おいては、ストレスチェックの結果を踏まえた職場改善に積極的に取り組んで おり、令和元年度からは、職場環境改善研修を実施している。

引き続き、メンタルヘルスプランに基づいた予防と早期発見、早期対応など の取組の充実に努めることが必要であり、ストレスチェック制度を効果的に活 用していくべきである。

また、長時間労働は労働者の心身の健康に重大な影響を与えることから、任命権者においては、労働安全衛生法の改正を踏まえ、勤務時間の把握及び所定の長時間勤務を行った職員に対する医師の面接指導等を実施してきたところであるが、台風被害や新型コロナウイルス感染症への対応により、多くの職員が平常時と異なる災害対応等に従事していることから、管理職員も含めた職員の勤務時間の状況を適切に把握するとともに、医師による面接指導を確実に実施する必要がある。

職員の健康管理を充実するため、産業医との連携を図りながら、衛生委員会を毎月1回確実に実施し、安全衛生管理体制を強化するなど、引き続き、働きやすい職場環境づくりを進めていく必要がある。

#### (3) 誰もが働きやすい勤務環境の実現

任命権者においては、「千葉県職員仕事・子育て両立支援プラン」や「千葉 県女性職員活躍推進プラン」など仕事と家庭の両立支援に関する各種の取組を 行い、制度の充実に努めてきたところである。

しかしながら、男性職員の育児休業の取得率は、上昇傾向にはあるものの、 依然として低い状況であり、出生時における連続休暇の取得率についても、数 値目標には達していない状況である。

さらに、介護を要する家族を抱える職員の増加も見込まれることから、育児 休業や看護休暇等を、性別にかかわりなく取得しやすくするために、職員間で の業務に関する情報の共有化や、所属長等の管理監督者に対する意識啓発など の取組を引き続き推進することが必要である。

あわせて、不妊治療と仕事の両立についても重要な課題であることから、職場の上司や同僚の不妊治療に関する理解を深めることなど、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等を図っていく必要がある。

また、障害のある職員については、「千葉県障害のある職員の活躍推進プラン」に基づき、任命権者において勤務環境の整備が図られているところであるが、引き続き、合理的配慮の提供手続の周知や、障害の理解促進に向けた研修

等を実施することにより、所属におけるサポート体制の強化を図っていくこと が重要である。

育児や介護、障害等の事情を有する職員に限らず、全ての職員にとって、テレワークやフレックスタイム制などの柔軟で多様な働き方は、個々の状況に応じた働き方の選択が可能となり、多様な人材の能力発揮が期待できるものである。

今後も、職員のニーズや制度の利用状況、国や他団体の制度などを参考にしながら、職員が活用しやすい制度を導入していくことが必要である。

#### (4) ハラスメント防止対策

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び職場における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等の防止対策については、各任命権者において要綱を定め、相談窓口の設置や周知、職員の意識啓発に取り組んできたところであり、本年6月のハラスメント防止対策強化に係る改正法施行に合わせ、各任命権者においても要綱の改正を行い、ハラスメントの防止及び排除に努めているところであるが、ハラスメントに関する相談件数は一定数存在している。

ハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するだけでなく、職場環境を悪化させ、公務能率低下の要因となるため、任命権者においては、研修等による職員の意識啓発を継続的に実施するなど、ハラスメントのない職場づくりを推進することが重要である。

#### 4 高齢層職員の能力及び経験の活用

少子高齢化の進展による労働力人口減少への対応、また、雇用と年金の接続を 図るため、高齢者の雇用を推進しその能力や経験を十分活用していくことが重要 な課題となっている。

そのため、本県においては、定年退職する職員の再任用制度を設け、その能力や 経験の活用に努めているところであるが、今後も、再任用希望者の意欲や能力、 適性等を十分に活かせる職務に配置することなどにより、更に再任用制度の円滑な 実施に向けて努めていく必要がある。

また、人事院は、平成 30 年8月に、定年年齢を段階的に 65 歳まで引き上げることが必要であるとし、立法措置を求める意見の申出を行った。その中では、民間企業における高齢期雇用の実情を考慮し、60 歳を超える職員の給与水準を設定しつつ、短時間勤務制の導入により 60 歳を超える職員の多様な働き方を可能とすることのほか、組織活力を維持するための役職定年制の導入などの具体的な措置が掲げられている。

現在、国においては、本年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2020」により、前掲の人事院の意見の申出も踏まえ、「公務員の定年引上げに向けた取組を進める」とされている。

地方公務員の定年年齢は、地方公務員法において「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める」こととされていることから、本県においても、引き続き国の動向等を注視しつつ、定年引上げをはじめとした高齢期の雇用問題に関わる人事管理や給与制度の在り方について検討を進めていく必要がある。

#### 5 コンプライアンスの徹底

職員は、県民全体の奉仕者であることに鑑み、自らの責任を自覚し、県民の信頼 に応えられるよう、倫理感・使命感を持って行動することが肝要である。

本県では、平成22年度に「千葉県コンプライアンス基本指針」を制定し、これに基づき「千葉県コンプライアンス推進計画」を毎年度定め、職員のモラルの維持向上、信用失墜行為の防止の観点から、職員に対する研修等を実施している。さらに、令和元年度からは「千葉県職員倫理条例」を施行し、コンプライアンスの徹底に努めているところである。

県民の信頼に応えていくためには、引き続き、勤務時間内外にかかわらず、職員 一人ひとりが千葉県職員としての自覚を十分にもって行動するよう、厳正な服務規 律の保持について徹底を図るとともに、研修等の様々な機会を通じて職員への定期 的・継続的な意識啓発に取り組むことが重要である。

# 給与等に関する報告資料

人事統計に関する報告 職種別民間給与実態調査 職員給与と民間給与との比較 生費 関係 労働 経済 指 告

給与等に	こ関する報告資料の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1 <b>公</b> 和 (	) 左し事体計に関する根件	
	2年人事統計に関する報告	
第1表	職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2表	職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3表	職員の平均給与月額等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第4表	職員の扶養手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第5表	職員の管理職手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第6表	職員の単身赴任手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第7表	職員の住居手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
第8表	職員の通勤手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
第9表	職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢・・・・・・」	16
第10表	再任用職員の適用給料表別、級別人員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
2 令和 2	2 年職種別民間給与実態調査	
第11表	産業別、企業規模別調査事業所数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第12表	民間における初任給の改定状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第13表	職種別、学歴別初任給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<del>1</del> 1
第14表	民間における家族手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第15表	民間における給与改定の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<del>1</del> 2
第16表	民間における定期昇給の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第17表	民間における定年制の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>1</b> 3
第18表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした	
	給与減額の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
第19表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している	
	事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準・・・・・・・・・・・・	<b>1</b> 3
第20表	企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等・・・・・・・・・・・・・・・・	14
その]	l 給与比較の対象職種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
その2	2 給与比較の対象外職種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30

	〈参考	考〉 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係······6	1
3	職員約	合与と民間給与との比較	
	第21表	職員給与と民間給与との比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64	4
4	・ 生計費	<b>建関係</b>	
	令和2年	F4月の標準生計費算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60	6
	第22表	千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費(令和2年4月)・・・・・・・・6	6
5	労働約	圣済指標	
	第23表	労働経済指標······68	8
6	。 人事院	完 <b>勧告</b>	
_		人事院勧告の骨子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7:	2

## 給与等に関する報告資料の説明

今回の報告の基礎となった人事統計に関する報告、職種別民間給与実態調査及び職員給 与と民間給与との比較の概要は次のとおりである。

#### 第1 令和2年人事統計に関する報告

1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定により、職員の給与の実態を明らかにするとともに、民間給与と比較するための資料を得ることを目的として、令和2年4月現在における職員の給与及びこれに関連する事項を調査したものである。

2 調 杳 対 象

職員の給与に関する条例第1条の2に規定する職員(企業職員、単純な労務に雇用 される者を除く県の一般職の職員及び県費負担教職員)

3 調 査 事 項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、給料月額、給料の調整額、 地域手当、扶養手当及びその他の月額の手当等

4 集 計

集計作業は、総務部総務課及び警察本部警務部警務課に依頼し、本委員会において 合算した。

#### 第2 令和2年職種別民間給与実態調査

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和2年4月現在における本県の 民間給与の実態を本委員会と千葉市人事委員会及び人事院等が共同して調査したもの である。

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、賞与等に 関する調査を先行して実施し、その後、月例給に関する調査を実施した。

調査期間は次のとおりである。

- (1) 賞与等調査: 令和2年6月29日(月)~同年7月31日(金)
- (2)月例給調査:令和2年8月17日(月)~同年9月30日(水)
- 2 調 査 の 範 囲
- (1) 調查対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本県の民間事業所

#### 1,742事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に 鑑み、病院は調査対象から除外した。

#### (2) 調査対象職種

54職種(行政職相当職種22職種 その他の職種32職種)

#### 3 調査対象の抽出

#### (1) 標本事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を産業、規模等により24層(うち千葉市9層、その他県内地域15層)に層化し、これらの層から373事業所(うち千葉市103事業所、その他県内地域270事業所)を無作為に抽出し、調査を行った。

賞与等調査について、調査の完結した事業所は289事業所である。また、月例給 調査について、調査の完結した事業所は309事業所で、第11表のとおりである。

#### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上る ときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

#### 4 調査事項

事業所単位に調査する事項については、事業所票(1)及び事業所票(2)により、 従業員別に調査する事項については、初任給調査票及び個人票により実施した。

(1) 事業所票(1)

給与、賞与及び臨時給与等の支払状況

(2) 事業所票(2)

家族手当等の支給状況、給与改定等の状況等

(3) 初任給調査票

職種別、学歴別の初任給月額

(4) 個 人 票

職種別、年齢別、学歴別のきまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当

#### 5 集 計

#### (1) 調査実人員

初任給関係621人(行政職に相当する調査実人員604人)、初任給関係以外の 調査職種10,741人(行政職に相当する調査実人員10,191人。なお、調査職種 該当者(母集団)の推定数は75,672人であり、行政職に相当するものは、 69,357人である。)

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

#### (月例給調査の状況)

調査対象事業所	1,742事業所
抽出事業所	373事業所
調査の完結した事業所	309事業所(調査完了率83.5%)
調査実人員	11,362人 (初任給関係 621人 初任給関係以外の調査職種 10,741人

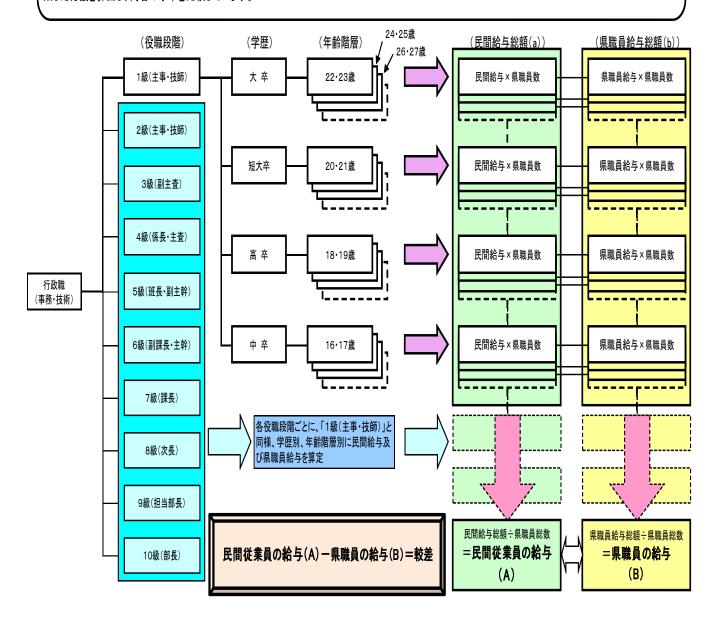
#### 第3 職員給与と民間給与との比較

上記第1及び第2の資料に基づき、本県における行政職と民間におけるこれに相当する事務・技術関係職種の給与を、職務階層別、学歴別及び年齢別にラスパイレス方式により比較した。

## 職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス方式)

職員給与と民間給与との比較においては、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(a)が、現に支払っている支給総額(b)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階別、学歴別及び年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



令和2年人事統計に関する報告 (職 員 給 与 関 係)

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

		ī	(市和2年八事前	記計に関する報告)
給料表	区 分 表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
		人	歳	年
全	給 料 表	52,080	39.3	17.0
	行 政 職 給 料 表	9,452	39.6	17.7
<u> </u>	研 究 職 給 料 表	381	43.5	19.3
	医療職給料表(一)	20	54.5	28.7
	医療職給料表(二)	494	38.9	15.1
般	医療職給料表(三)	187	42.2	18.1
	海事職給料表	41	42.2	22.0
職	福祉職給料表	187	32.8	10.2
	特定任期付職員給料表	3	50.7	_
	第1号任期付研究員給料表	0	_	_
員	第2号任期付研究員給料表	0	_	_
	計	10,765	39.6	17.6
教	教育職給料表(一)	81	49.0	24.4
教 育 職	教育職給料表(二)	30,073	39.9	16.8
員	計	30,154	39.9	16.8
警察官	公 安 職 給 料 表	11,161	37.4	16.8

<sup>(</sup>注) 1 再任用職員等は含まれていない(以下第9表までにおいて同じ。)。

<sup>2</sup> 全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。

<sup>3</sup> 教育職給料表(一)は大学に勤務する職員、教育職給料表(二)は高等学校、義務教育学校、中学校、 小学校等に勤務する職員である(第2表、第9表及び第10表において同じ。)。

第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比

						尹がに司(こ)美	
区分	計	学歴	別人	員 構	成比	性別人員	員構成比
給料表	μι	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全 給 料 表	100.0	74.6	8.7	16.7	0.0	58.7	41.3
行政職給料表	100.0	60.2	12.9	26.9	0.0	61.7	38.3
研究職給料表	100.0	99.5	0.5	ı	_	70.6	29.4
医療職給料表(一)	100.0	100.0	-	ı	_	60.0	40.0
医療職給料表(二)	100.0	77.7	22.3	ı	_	32.6	67.4
医療職給料表(三)	100.0	67.9	32.1	ı	_	5.9	94.1
海事職給料表	100.0	9.7	53.7	36.6	_	97.6	2.4
福祉職給料表	100.0	70.6	26.7	2.7	_	42.2	57.8
特定任期付職員給料表	100.0	100.0	-	1	_	66.7	33.3
第1号任期付研究員給料表	_	_	-	1	_	_	_
第2号任期付研究員給料表	_	_	1	1	_	_	-
教育職給料表(一)	100.0	75.3	22.2	2.5	-	32.1	67.9
教育職給料表(二)	100.0	91.2	8.5	0.3	-	47.2	52.8
公安職給料表	100.0	41.5	4.3	54.1	0.1	89.0	11.0

<sup>(</sup>注) 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

#### 第3表 職員の平均給与月額等

職員の	年月	職員数	平均年齢	平均経験年数		
区分	十 月	<b>収貝</b> 奴	十均十即	平均胜映平数	給料の月額	扶養手当
	年 月	人	歳	年	円	円
,加啦是	31. 4	10,720	39.9	17.9	312,640	6,318
一般職員	02. 4	10,765	39.6	17.6	310,801	6,243
うち	31. 4	9,398	39.8	18.1	309,516	6,373
行政職員	02. 4	9,452	39.6	17.7	307,595	6,287
教育職員	31. 4	30,318	40.4	17.3	354,053	6,046
教育概員	02. 4	30,154	39.9	16.8	352,701	5,975
警察官	31. 4	11,318	37.4	16.8	322,648	10,651
音乐日	02. 4	11,161	37.4	16.8	324,233	10,871
計	31. 4	52,356	39.6	17.3	338,784	7,097
рΙ	02. 4	52,080	39.3	17.0	337,939	7,079

<sup>(</sup>注) 1 行政職員とは行政職給料表の適用を受ける職員を、教育職員とは教育職給料表の適用を受ける職員を、警職員をいう(本年度の新規学卒の採用者を含む。)。

<sup>2</sup> 平均給与月額については、民間給与との比較の対象としているものであり、通勤手当及び時間外勤務手当等

<sup>3</sup> 給料の月額には、給料の調整額、教職調整額及び給料表の切替えに伴う経過措置額が含まれており、その

(令和2年人事統計に関する報告)

平	均 給	与 月	額		
管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合 計	対前年同月比
円	円	円	円	円	%
9,633	30,369	6,632	1,570	367,162	
9,682	30,204	6,778	1,539	365,247	99.5
9,833	30,039	6,525	1,468	363,754	
9,881	29,859	6,713	1,453	361,788	99.5
5,067	33,606	6,416	6,033	411,221	
5,012	33,471	6,530	6,014	409,703	99.6
2,127	30,889	4,542	375	371,232	
2,090	31,036	4,846	352	373,428	100.6
5,366	32,356	6,055	3,897	393,555	
5,351	32,274	6,221	3,876	392,740	99.8

察官とは公安職給料表の適用を受ける職員をいい、一般職員とは教育職員及び警察官以外の

の勤務した実績に応じて支給される手当は含まない。

他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)等である。

## 第4表 職員の扶養手当の支給状況

(令和2年人事統計に関する報告)

			( 1: 1:: = 1 > •	
		配 偶 者 を		
扶養親族数	該当職員数	配偶者に対する扶養	配偶者に対する扶養 手当を受けていない者	配偶者を有しない者
		ナヨを支げている有	ナヨを支りていない有	
1人	6,954 人	2,433 人	3,917 人	604 人
2人	6,497	2,467	3,838	192
3人	4,050	2,949	1,063	38
4人	1,042	911	127	4
5人	109	95	14	0
6人以上	19	17	2	0
計	18,671	8,872	8,961	838

手	当 受	給 者	:1 人	、当:	たり	10.747 🖽
平	均	手	当	月	額	19,747円

<sup>(</sup>注) この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

#### 第5表 職員の管理職手当の支給状況

(令和2年人事統計に関する報告)

										(1: 1: - 1	/ C + /// / / / / / / / / / / / / / / /	
組織		区分	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	八種		
知	事部	局	部長	次長	課長	副課長 主幹			主席 研究員		受給者計	手当受給者 1人当たり
教司	育委員	会	教育次長 部長	次長	課長	副課長 主幹 校長	副校長	教頭	県立学 校の事 務主幹	県立学校 の事務長		平均手当月額
警	察本	部		参事官	課長 警察署長	管理官 副署長						
受	給	者	人 28	人 137	人 360	人 2,120	人 34	人 1,242	人 77	人 144	人 4,142	円 67,287

- (注) 1 組織、職名については、主なものを記載している。
  - 2 警察本部の職員のうち、警視正以上の職員については、国家公務員であるため含まれない。

### 第6表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離												
	100km	100km 以上	300km 以上	500km 以上	700km 以上	900km 以上	1100km 以上	1300km 以上	1500km 以上	2000km 以上	2500km	受給者計	手当受給者 1 人当たり
		以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	2500KIII		エトイルロケ
	未満	300km	500km	700km	900km	1100km	1300km	1500km	2000km	2500km	以上		平均手当月額
		未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満			
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
受給者	127	14	0	1	0	0	0	0	0	0	0	142	30,958

### 第7表 職員の住居手当の支給状況

(令和2年人事統計に関する報告)

区分	受 給 者 数
受 給 者 計	12,443 人
手当月額 11,000円未満の受給者	13
11,000円以上28,000円未満の受給者	5,823
28,000円の受給者	6,607
手当受給者1人当たり平均手当月額	26,034 円

単身赴任者の配偶者の	受	給	者	手当受給者1人当たり 平 均 手 当 月 額
居住する借家・借間			2 人	13,850 円

### 第8表 職員の通勤手当の支給状況

	区 分	職員数
W.	交通機関等のみ利用者	13,070 人
受	交通用具のみ使用者	33,472
給	交通機関等・交通用具併用者	1,258
者	小計	47,800
	非 受 給 者	4,280
	計	52,080
手当受	お者1人当たり平均手当月額	10,744 円
交通用具	具のみ使用者1人当たり平均手当月額	9,304

## 第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢

行 政 職 給 料 表 (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

職務の級									事統計に関	
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職務	主事·技師	主事·技師	副主査	係長·主査	班長・ 副主幹	副課長・ 主幹	課長	次長	担当部長	部長
号給	Д.	人	人	人	<u>削土</u> 幹	土幹	人	λ	人	λ
1	, ,		, ,	/\		,		, ,	, ,	, ,
$\begin{array}{c} 1\\2\\3 \end{array}$										3
										3
4 5 6										
6										
		2								1
7 8		<u>4</u> 68								
9	50	68								
10	2 7	43 17		1						
12	2	5		1						
11 12 13 14 15 16	67	11	1						I	
14	8 5	7	0.4						1 5	
15 16	5 6	55 45	24						5 2	
17	118	47	23 16						4	
18	16	22	15						1	
19	9	73	36			1				
20	9 8_ 95	73 62 62	44						2	
21	95 20	62 48	24 17					1		1
19 20 21 22 23 	11	80	44					3		
24	7	62	44 49 38					1		
25	56	73	38					1		
26 27	13 65	45 71	34 20					$\frac{1}{3}$		
28	24	53	34 29 33	5				3 5 7		
29	159	59	25	1			1			
30	23	33	43	3			_	7		
31	58 40	46	43 33 37	3 5 7			$\frac{1}{7}$	5		
30 31 32 33 34 35 36 37	40 147 22	28 38	<u>37</u> 29	· <u>(</u> -			17	7 5 6 7		
34	22	49	44	10			11	12		
35	63	29	31	14			11	$\begin{array}{c} \overline{4} \\ 2 \end{array}$		
36	51	21 25	44 31 43 38 55	14			25	<u>2</u>		
31 38	137 44	25 21	38 55	18 16			18 18	$\begin{array}{ccc} & 1 \\ & 1 \end{array}$	1	
39	71	17	48	8	4		14	1	1	
40	<u>45</u> 52	16	40	18	4 3	1_	11	2		
38 39 	52	11	28 23 15	30	10		16			
42	21 57	9 6	23	27	4		8 8			
44	34	5	40	27 22 30 21	4 5 5 10		9			
45	34 53	5 5	40 33	21	10		10	1	]	
46	30	$\frac{2}{3}$	33 35 29	25	9	_	6			
47	26	3	35	26	12	1 5	6			
40 49	<u>10</u> _ 52	3 3	29 22	<u>4</u> 0 24	11 10 11	<u>5</u> - 1				
50	21	J	37	30	11	$\begin{array}{c} 1 \\ 4 \end{array}$	5 5 5 5			
51	21	1	36	30	10	3	5			
48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60	18 52 21 21 13 18 8 19 9		29 237 36 28 19 22 18 20 9 16 9 5 8 12 7	25 24 30 30 30 26 34 26 31	14 9 8 7 13 17 24 13 17 17	10 6 53 63 45 42 39 37 33 39 28 37 32 30	3 4 1		<b> </b>	
อง 54	ا 8 ا		19 22	26 34	9	53	4			
55	19		18	26	7	63	1			
<u>56</u>	9.		20	<u>31</u>	13	45	1.			
57	$\frac{13}{c}$		9	17	13	42	1			
98 59	ზ ე		10 0	19 1 <i>1</i>	1 ( 24	39 37				
60	10		9	19 14 23 21 22 25 24 19 22	13	33				
61	11		5	21	17	39	6		]	
62	7 9 4	1	8	22	19	28				
63 64	9		12	25 24	32	37				
65	·		<u>/</u> -	<u>44</u> . 19	$\frac{24}{35}$	<u>34</u> - 30	<u> </u>		<del> </del>	
66	8		8	22	34	36				
67	12		3	16	25	40				
61 62 63 	8 12 9 8 5		8	23 23	31 26	36 40 <u>26</u> 26				
70	δ 5	1	2	23 44	26 30	26 13				
71	4		4	44 28 33	39	20				
71 72			1	$\bar{3}\bar{3}$	39 36	20 12	L		l	L <b>_</b>

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
標準的な 職務	主事·技師	主事·技師	副主査	係長·主査	班長• 副主幹	副課長・ 主幹	課長	次長	担当部長	部長	
	人 3	人	人 6	人 32	人 31	人 11	人	人	人	人	
73 74 75	1 5		6 5	43 31	31 47	19 11					
76 77	3		2 10	26	31	18 12					
78	6 2 2		8	26 33	42 34	8					
79 80	1		1 1	19 29	43 35 36	$   \begin{array}{r}     14 \\     12   \end{array} $					
81	2 3		$\frac{4}{1}$	14 17	36 34	4 13					
82 83 84	2		2	19 15	33 36	17 7					
84 85 86 87	2		2	15	43 39	81					
87			۷	12 23	48						
<u>88</u> 	· <u>1</u>		J	22 18	35 41						
90 91	1			17 22	34 46						
<u>92</u> 93	$\frac{1}{17}$			$\frac{14}{17}$	46 405						
94 95				12 10							
<u>96</u> 97				9 87							
98				01							
99 100			1								
101 102											
103 104											
105 106											
107 108			1								
109											
110 111											
112 113			1								
114 115											
116 117											
118											
119 120											
120 121 122 123 124 125											
123 124											
125		1									全級
I 문원.	人 2.076	人 1 200	人 1 401	人 1 E21	人 1.740	人 010	人 991	人 70	人 16	人	人
人員計	2,076 %	1,388 %	1,491 %	1,521 %	1,740 %	910 %	231 %	70 %	16 %	9 %	9,452 %
級別構成比	<b>22.0</b> 円	<u>14.7</u> 円	15.8 円	16.1 円	18.4 円	9.6 円	<b>2.4</b> 円	<b>0.7</b> 円	<b>0.2</b> 円	<b>0.1</b> 円	100.0 円
平均給料月額	196,026	233,729	290,182	363,776	387,803	405,014	434,265	460,659	503,169	531,767	307,455
平均年齢	歳 <b>25.3</b> めの大宝線は	歳 <b>29.6</b>	歳 36.6 5号絵の位置を	歳 46.0	歳 <b>51.1</b> 10の号給は空機	歳 <b>53.5</b>	歳 55.1	歳 57.3	歳 57.4	歳 57.6	歳 <b>39.6</b>

<sup>(</sup>注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。 2 人員計1の号給は空欄とした。 3 上記1、2の注は、以下第9表の各表において同じである。

公安職給料表 (警察官である職員に適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
標準的な 職務	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官
77 769	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1 2 3 4									
3									
<u>4</u>				1					
5 6									
7									
<u>8</u>								2	
10									
11 12 13									
13 14	93 30								
15	33								
15 16	122		1						
17 18	30 40		1	1					
19	12								
<u>20</u> 21	125 29		5 1	1					
22	39		4	1					
20 21 22 23 24 25	19 116	1	1 6						
25	31		6 2 15						
26 27	39 27	26 24	15 6						
27 28 29	94	183	27						
29	136 43	33 54	8 17	2	1				
30 31	26	36	10	4	1				
32	236	190	22	4					
33 34	22 23	27 41	4 42	1 1	2				
35	14	27	25	1	4				7
32 33 34 35 36 37 38	12 8 5	128 37	80 30	<u>8</u>					<u>1</u> 3 5 2 <u>8</u> 2 4 3
38	5	55	68	8	1				5
39 40	6 6	35 136	34 101	3 7	1 5				2 8
41	1	47	49	3	1				<u>3</u>
42 43	6	77 44	91 31	14 3	3				4
44	3	116	88	10	3 7				
45 46	$\frac{4}{1}$	28 50	39 72	8 21	2 8				17
47	$\begin{array}{c c} 1 \\ 4 \end{array}$	28	52	7	8 2				
	3_			18					
50	2	13	45 73	4 13 9 21	5 <u>5</u> 2 5			5	
51		8	52	9	1 10				
53	2_	<u>14</u>	85 42		7	<u>-</u>		<u>7</u> 18	
54	1 1	$\frac{1}{2}$	78	27	$1\frac{1}{4}$	1 2 3	4	2	
55 56	1 1	5 3	84 45 73 52 85 42 78 27 76	19 35	7 14 5 12	3	1 9	18 2 7 6	
48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 70 71 72 73 74 75 76		24 14 13 8 14 4 4 5 3 7 7 7 2 5 4 5 3 4 5 3 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	34	10 27 19 35 20 38 23 58 41 85 56 75 97 48 96 58 96 42 74	10 15	2	1 9 4 5 13 10 18 4 6 4 8 7 12 5 13 10 18 4 7	$10^{\circ}$	
58 59	1	$\begin{bmatrix} 7 \\ 2 \end{bmatrix}$	34 60 29 <u>64</u> 38	38 23	15	2 1 2 5 5 6 5 7	5 13	10 5 3 3 47	
60		<u>5</u>	$\frac{53}{64}$	<u>63</u>	4 19 19 17 24 21 21 29 24 29 26 25 42 40	3	10	<u>3</u>	
61 62		4	38 75	39 58	19 17	2	18	47	
63		3	32	41	24	3	6		
64		4	75 32 <u>54</u> 38 58 38 77	85 56	21	6	<u>4</u> -		
66	1	1	58	75	29	7	7		
67 68		1	38	54	24	10	12		
<u>08</u> 69				9 <i>1</i> 48	29 29	5 5 6	5 4		
70		1 1	80	97	26	6	$\bar{7}$		
72		1	38 80 48 56	56 96	25 42	$\begin{array}{c} 4\\10\end{array}$	4 5		
73			36	58	40	9	4 5 6 4 6 2		
74 75		1	58 24 54	96 42	36 25 39	10 7	4 6		
76		1	54	$\frac{12}{74}$	39	7 13	$\frac{3}{2}$		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
標準的な 職務	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長· 副署長	課長·署長	部長・ 参事官	
77 78 79 80	人	人	人 25 27 25 22	人 68 71 52 56	31 22 32 34	5 12 10	人 3 2 1 4	人	人	
81 82 83 84			19 16 7 9	46 64 54 67	21 27 16 17	8 8 4 5 9	1 1 1 3 25			
85 86 87 88 89 90			3 9 1 8 10	36 56 32 47 43 47	32 18 16 21 17	3 8 8 24 15 10	20			
91 92 93 94			2 1 3 2 1 2	32 34 34 30 27	18 21 22 23 16 25	29 19 151				
95 96 97 98 99 100				24 26 18 22 14	25 23 258					
100 101 102 103 104 105			1	28 23 27						
105 106 107 108 109 110				15 24 24 23 15 19 23						
111 <u>112</u>  113  114  115				23 24 23 23 19 20						
116 117 118 119 120				16 28 20 17						
121 122 123 124 125				20 32 15 34 31 344		·				
126 127 128										
129 130 131 132 133 134 135 136										
137 138 139 140										
141 142 143 144 145										
人員計	人 1 <b>,447</b>	人 1,557	人 2 <b>,68</b> 1	人 <b>3,373</b>	人 1,302	人 <b>449</b>	人 185	人 115	人 52	全 級 人 11,161
級別構成比	% 13.0 円	% 13.9	% <b>24.0</b>	% 30.2 円	% 11.7	% 4.0	% 1.7 円	% 1.0 円	% 0.5	% 100.0
平均給料月額	215,009 歳	円 <b>251,245</b> 歳	円 <b>292,417</b> 歳	371,080 歳	円 <b>408,732</b> 歳	円 <b>422,637</b> 歳	436,176 歳	452,825 歳	円 <b>474,737</b> 歳	円 <b>324,103</b> 歳
平均年齢	21.6	27.0	33.4	43.8	49.5	51.4	53.0	54.4	57.0	37.4

教育職給料表(一) (大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で 人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級	. /m	人事委員会規則で定		i Im
	1級	2級	3 級	4級
標準的な 職務	助教	講師	准教授	教授
1	人	人	人	人
1 2 3 4 5 6 7 8				
$\frac{2}{3}$				
4				
5				
6 7				
8				
9				
10				
11 12 13				
13				
14				1
15 16				
17				
18				
19				
21				1
$2\overline{2}$				
23				
14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42				
26		1		
27				1
<u>28</u> 29				
30				
31	1	1		
32	2	1		9
34	۷	1		2 1
35				
36 37				
38				
39		1		1
40	1			2
42	1	1		۷
43	1	_	1	
44		1		9
46		1		2 1
47				
48 49	1			$\frac{1}{2}$
50	1	1		2
51		_	2	1 2
43 44 45 46 47 48 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 66 67 68				<u> 2</u>
54	$\begin{array}{c} 1 \\ 2 \\ 1 \end{array}$	2.		1
55	1	2 1		1 1
56 57	1		<u>2</u>	
57 58	1		2	3
59			$\tilde{1}$	
60	1	1		1
62	1			
$6\overline{3}$	1		1	1
64	1	1	1	
66 66			1	
67	1			
68	_		1	

WILL TAX		T		•	7
職務の級	1 級	2級	3級	4級	
標準的な職務	助教	講師	准教授	教授	
給 概務	人	人	人	4212	
69	,	^	$\frac{2}{2}$	Λ	
70		1	2		
71		1	1		
71 72 73					<u> </u>
74		1			
75	1	1			
76					
74 75 76 77 78		1			
79					
80			1		
79 80 81 82 83 84 85					
82			1		
84					
85					
86					
88					
86 87 89				 	
90					
91 92 93 94 95		1			
93		<del>-</del>			
94					
95					
96 97					
98					
99					
100 101					
101		1			
103		_			
104 105					
106					
107					
108					
109 110					
111					
111 112					
113					
114					
114 115 116 117					
117					
118 119					
120					
120 121					
122					
123 124					
122 123 124 125					
126					
127					
126 126 127 128 129					
120					全級
	人	人	人	人	
人員計	19	19 %	18	25	
67 DU4#	% 90. F	%	% 22.2	%	
級別構成比	23. <u>5</u> 円	23.5		30.8	10
Z均給料月額	ተ የንበ ወዩን	円 388 126	 	円 <b>499,136</b>	117
	320,932 歳	388,126 歳	<b>434,856</b> 歳	<del>499,130</del> 歳	417,0
平均年齢	38.0	48.0	51.2	56.5	4

教育職給料表 (二) (高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4級	5 級
標準的な職務	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長
· .	人	人	人	人	,
1 2					
1 2 3 4 5 6 7					
<u>4</u>	·				
6	2				
7		3			
<u>8</u> 9	· <u>-</u>	<u>6</u>			
10					
11	1	8			
<u>12</u>	3	4			
14 15		11			
16 17					
17 18	1	439			
19	1 1	1 67			
20	1	14			
21 22	1	591 6			2 5 12 18
23	3	96			,
$-\frac{24}{25}$	· <u>2</u>	96 27 620			<u> 1</u>
26	2	18			1.
27 28	1	138 77			14
19 					
30	2	36 474			(
31 32 33		100			
33	$\frac{7}{3}$	293	·		4
34 35	3 1	65 553			2
<u>36</u> 37	1 2	553 132	1.		
37 38	1	264 115			
39	2	543 161			]
40	2 2 1 2 3	161	1		
41 42	$\begin{bmatrix} 1\\2 \end{bmatrix}$	241 158	1 1		
43	3	596	1		
43 44 45	8	159 246			
46	8 6	167	1	1	
47 48	6	555 197	3	1	
48 49	2 2 1 4	197 22 25			
50	$\frac{1}{4}$	25 63	$\frac{3}{2}$		
52	4	228_	$\begin{bmatrix} 2\\1 \end{bmatrix}$	<u>2</u>	
53	10	183	4		
54 55	$\begin{bmatrix} 1\\9 \end{bmatrix}$	487 256	4 1 2	4 1 6	
56	<u>6</u>	$-\frac{\overline{2}2\overline{7}}{\overline{2}}$	$\frac{1}{2}$		
57 58	8	194 505	3	2	
59	1	247	3 2 2	2 3 5 5	
<u>60</u>	· <u>2</u>	<u>272</u> 506-	<u>2</u>	<u>5</u>	
51 -53 54 55 -56 -57 58 59 60 61 62 63 64 -65 66 67 68 -70 71 72 -73 74 75 -76 -77 78 79 80 -81 82 83 84	10 1 9 6 8 1 1 2 9 6 4 2 2 2 4 8	63 228 183 487 256 227 194 505 247 272 206 466 243 3249 185 330 189 247 20 42 167 266 128 149 113 187 190 255 205 258 173 278 207 189	$\frac{1}{2}$		
63	4	243	1	1	
65	····· <u>2</u>	249 185	2	<u>3</u> 15	·
66	2	330	2 5 1 2 5	.6	
68	4 8	189 247	1 2.	15 17	
69	<u>4</u>	20	5	14	
70 71	3   6	42 167	4 9	18 17	
$\frac{1}{2}$	5	266	4	1 3 15 6 15 17 14 18 17 17 11 20 14 30 63 74 52 41 76 96	
73	3	128	2 2	11	
75	8 9	149 113	2	20 14	
76	2	187		30	
77 78	1	190 255		30 63	
79	1 1 6	202		74	
80	6	258	2	52 11	
82	5 5 8 4	278	1 3	76	
0.3	8	$20\bar{7}$		96	

職務の級	1 級	2級	3 級	4級	5 級	
標準的な 職務	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長	
85	人 5 5	人 159	人 1	人 37	人	
86 87	5 6	233 174	1	105 54		
<u>88</u> 89	4 1	200 173	<u>3</u> 1	36 33		
90 91	1	221 181 165	2 2 1	58 55		
<u>92</u> 93	5 2 7	165 141	$\frac{1}{2}$	46 35		
94 95	7	171 171 159	1	39 24		
96 97	2 2 6	154 154 89	4 13 16	18 16		
98 99	1 1	57 85	18 11	8 2		
100 101	1 1	123 133	11 18	$\frac{\frac{2}{7}}{2}$		
101 102 103	1	133 146 111	18 12 5 7			
103 104 105	3	111 150 112				
106	3 2 3	112 156 101	10			
107 108 109	3 1 4	101 124 93 37	7 4 14			
1109 110 111		93 37 16	14			
112	1 2	52 75				
113 114 115	1	106 114				
115 116	3 <u>.</u>	88 93				
117 118		84				
119 120 121	2 1	89 76 86				
121 122 123	1 1	76				
123 124 125	1 4	78 89 71				
126	1	53 77				
127 128 129	3	66				
130	3. 2 2 2 2 2	70 85				
131 132		77 100				
133 134	2 1 2	95 113				
135 136	1	58 94 				
138	2 2 1	102 91				
138 139 140 141 142 143 144 145 146		103				
142	2 1 1	103 121 147 179 222 273				
145 144	1	222 				
146		393 412				
147 148		642 745				
150		745				
147 148 149 150 151 152 153 154	1	642 745 705 788 516 389 162				
153 154		389 162				
155 156		80 36				
157 158		7				
156 157 158 159 160	3	4 7 2 1 34				
161						全級
人員計	人 <b>344</b>	27,057	人 <b>251</b>	1,298	1,123	30,073
級別構成比	% 1.2	% 90.0	% 0.8	% 4.3	% 3.7	% 100.0
平均給料月額	円 <b>271,534</b>	円 <b>330,253</b>	円 <b>403,322</b>	円 <b>425,811</b>	円 <b>441,951</b>	円 <b>338,48</b> 7
平均年齢	歳 35.5	歳 38.5	歳 50.9	歳 51.7	歳 56.9	蒙 39.9
(注) 平均全部		<u>30.0</u> 加管額及び給料表の切替えに坐		01.7	00.9	39.9

(注) 平均給料月額には、給料表の備考欄による加算額及び給料表の切替えに伴う経過措置額を含む。

研究職給料表 (研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級	1 級	2級	3 級	4 級	5 級
標準的な 職務	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・ 主任上席研究員	所長
	人	人	人	人	人
1 2 3 5 6 7 8					
$\frac{1}{3}$					
5		<u>1</u>			
6			2		
8			$\stackrel{\scriptstyle 2}{1}$		
9 10		4	1		
11		1	1 1 3		
11 12 13		8	3		
14 15			1		
15 16		2 3	1 1		
17		1	^		
18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40		2 1	2 2 2		
20		3			
22		ა	1 2 3		
23			3		
25		5			
26 27		4 3 2	2 2 2		
28					
$\frac{29}{30}$		1	3 1		
31		$\frac{2}{2}$	1		
32		<u>2</u> -	<u>1</u> 3	1	
34		4 5 4	1		3 2
36 36		6	$\begin{array}{c} \bar{3} \\ 2 \end{array}$		$\stackrel{2}{1}$
37		2	1 1		
39		2	1		
40		<u>1</u> -			
42			3		
41 42 43 44 45		1 3 2	5 3 2 3	1	
45 46		4 1	1	<u>1</u>	
46 47		$\overset{1}{2}$	4 1 1	$\frac{1}{2}$	
47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 60 61 62 63 64 65 66 67 68					
50		1 1	3 6 1		
51 52			1	3	
53		1	1	3 2 2 2	
54 55			$\begin{array}{c} 1 \\ 2 \\ 1 \end{array}$		
56		1_		<u>2</u>	
58			1 2 3 1		
59 60		1	3	3 2 2	
61		1 1	<u> </u>	<u>2</u> 2	
62 63		1	1	3	
64			1 1	1	
65 66			1 3 1	1 1 1 2	
67			1	2	
68			L	11	l

職務の級	1級	2級	3級	4級	5 級	
標準的な 職務		研究員	上席研究員	次長・主席研究員・ 主任上席研究員	所長	
69 70	Λ	Λ	٨	人 5 3 3 3	Λ	
71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83			1 2 2	3 5 6 <u>2</u>		
78 79 80 81			1	6 5 5 9 88		
82 83 84 85			1 1			
84 85 86 87 88 89						
88 89 90 91 92 93						
94 95 96 97						
98 99 <u>100</u> 101						
102 103 <u>104</u> 105						
106 107 <u>108</u> 109						
110 111 111 <u>112</u> <u>1</u> 13						
114 115 116						
117 118 119 120 121		<u></u>				
人員計	人 - 0/	人 <b>90</b>	人 109	人 176	人 <b>6</b>	全 級 人 <b>381</b>
級別構成比	- "	23.6	28.6	% 46.2	% 1.6	100.0
平均給料月額	円 <b>-</b>	円 262,354	円 <b>354,622</b>	円 <b>439,022</b>	円 474,917	円 373,709 紫
平均年齢	歳 -	歳 <b>29.</b> 5	歳 38.9	歳 <b>53.</b> 1	歳 57.0	歳 <b>43.5</b>

# 医療職給料表(一) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級
標準的な 職務	医師	主任医師	センター長	センター長
	人	人	人	人
1 2 3 4 5 6 7 8				
3 4				
5				
6 7				
8				
10				
11 12 13				
13				
14 15				
16				
17	1			
19				
21				
22 23				
24				
25 26				
27				
29				
30	1			
32	1			
33 34				
35	1			
37	<sub>Ţ</sub> -			
38				
40				
41 42				
43				
45			L	
46 47			1	
14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 64			±	
49 50				1
51				
53				1
54 55				2
<u>56</u>				
57 58			1	1 1 1
59				1
61				<del> </del>
62 63				
64				

職務の級	4 100	0./m	0.477	4 Jon	
	1 級	2 級	3 級	4級	
標準的な 職務	医師	主任医師	センター長	センター長	
	人	人	人	人 9	
66				<u> </u>	
67					
68 69					
70					
71					
73					
74					
75 76					
65 66 67 68 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96		l	L		
78					
79 80			1		
81					
82					
83 84					
85					
86 87					
88					
89			4		
90 91					
92					
93					
94 95					
96	 		 		
97					全級
	人	人	人 7	人	人
人員計	人 <b>3</b>	_	7	人10	20 %
級別構成比	% 15.0	_ %	% 25.0	% 50.0	1000
水区力以再及辽	15.0 円		35.0 円	<b>50.0</b> 円	100.0
平均給料月額	338,300	_	530,414	565,090	518,935
	338,300 歳 29.7	歳	歳	歳	518,935 歳 54.5
平均年齢	29.7	-	56.4	60.5	54.5

医療職給料表(二) (保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で 人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級	1級	2級	3級	五規則 (ためる) 4級	5級	6級	7級	8級
標準的な 職務								
号給 職務	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長.	所長
1	人	人	人	人	人	人	人	人
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12								
3								
<u>4</u>		4						
6		1						
7								
<u>8</u>								
10								
11		2						
<u>12</u>								
13		2						
15		2 2 1						
$\frac{16}{17}$								
18		11 1		1				
19		1						
14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 64		1.0						
21 22		12						
23	7	9 1						
24								
25 26	2	8 2 7	9	2				
$\frac{20}{27}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{2}{7}$	2 3 3	3 1				
28	1	1			<u>1</u>			
29	1	5	$\frac{1}{2}$	2 3 3 1	$\frac{1}{1}$			
30 31	2	$\frac{1}{7}$	2 7	3	1			
32	2		1 2 7 2 2 1 3 2	ĭ				
33	0	3 2 6 7 2 3 7	2	C		1		
34 35	2 3 1	2	1 3	b 2				
36	1	$\ddot{7}$	$\overset{3}{2}$	6 2 5 1	2	1		
37		2	1 2	1		4		
38 39	1	3 7	2	4	1 2 1	$\begin{array}{c} 1 \\ 1 \end{array}$		
40		1		3	1	1		
41	1	1	1	3 5 1	-			
42		3	2	1	2	3		
44		1	1 2 3 1	3	2			
45		3		$\tilde{2}$	2	1 2		
46 47	1	2	$\begin{array}{c} 1\\2\\1\end{array}$	$\frac{1}{2}$	3	2		
48	1	1 3 4 1 3 2 3 1 4 2 3 1	1	3 1 2 3 2 3 1 2 1 3 2 1 2 1 2 1 2 1	2 4 2 3 1 2 1 3 3 3 1 1 1 1 1 1 2			
49		Î		2	1	3		
50 51		4		3	3			
51 52		3		$\begin{bmatrix} 1\\2 \end{bmatrix}$	1	2		
<u>53</u>	1 1	3		ī	ĺ	2 1		
54	1	1		3	1			
55 56				2	l 1			
57		1		3	2			
58				2	2	_		
59 60		2	1	3	1	1 2		
61		1	$\frac{1}{2}$	1		4.		
62	1		$\bar{1}$	$\frac{1}{2}$	2			
63 64		1		1	2 1 1			
04		اــــا	L	1	I <u>I</u>	L	L	

職務の級	1級	2級	3級	4級	5 級	6 級	7級	8級	
標準的な 職務	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長	
65 66 67 68	<u>/</u>	,	人	人 1 2 2 1	人 1 3 4	人 1 1 2 1	<u>ر</u>	人	
69 70 71 72 73		1		1 1	2 2 2 1	1 3 2 3 3 3			
74 75 <u>76</u>					1				
78 79		1		1 1	2				
80 81 82 83 84 85					1 1 7				
86 87 88 89 90									
91 92 93 94		1							
95 <u>96</u> 97 98		1							
99 100 101 102 103									
103 104 105 106 107 108		1							
108 109 110 111 112 113									
112 113 	人 31	人 150	人 46	人	人 74	人 101	人 1	 人 1	全 級
級別構成比	6.3	% 30.4	46 % 9.3	90 % 18.2	74 % 15.0	% 20.4	% 0.2	% 0.2	100.0
平均給料月額	円 200,510	円 236,046	円 273,204	円 314,781	円 369,897	円 406,238	円 X 歳	円 X 歳	307,298
平均年齢	歳 25.0	歳 <b>30.2</b>	歳 34.2	歳 39.0	歳 45.3	歳 53.2	成 X	成 X	方 38 <b>.</b> 9

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

医療職給料表(三) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で 定めるものに適用)

職務の級			らのに適用)				
相似がり放	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職務	准看護師	保健師·看護師	主任保健師・	<b></b>	可一些	細 巨.	細巨
号給	性有護即		主任看護師	主査	副主幹	課長	課長
-	人	人	人	人	人	人	人
1							
1 2 3 4 5 6 7 8 9							
3							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15 16							
16							
17		4					
18							
19		1					
20		$\frac{1}{3}$		<b></b>			
21		ა ი					
22 22		۷					
∠3 24		1					
<del>4</del> 4		<del>1</del>		<u> </u>		<u> </u>	
17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48		$\frac{1}{2}$					
20 27		2	1				
28			1				
29				1			
30				1 1			
31		2	4	_			
$\overline{32}$			_				
33			1				
34				1			
35		1	2	1 1			
36				 		 	
37	·	1	1 1 2		<b>_</b>		
38		_	1	3 1			
39		1	2	1			
40		1		L		L	
41		Ī	1	ļ			
42		$\begin{array}{c} 1 \\ 2 \end{array}$		1			
43		2		0			
44		2	<u> </u>	2		<u> </u>	
45 46		۷	1			1 1	
40 47		9	1	2			
41		2 1					
40		2	2	1		1	
49 50		2	2	1		1	
51				1			
$5\overline{2}$		1	1	1			
53							[
54				3			
55			3				
56		1		3		 	
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80		1		1			
58				1 1		1	
59		4	1	1			
60		1	<u>1</u> -	<u> </u>		<u> </u>	
61		1		4			
62 62		$\begin{array}{c} 1 \\ 1 \end{array}$		$\begin{array}{c}1\\1\\2\end{array}$			
03 64							
<u>04</u>			1	} <del>-</del> -			{
66 66		1		3	1 1 1		
67		$\begin{array}{c} 1 \\ 1 \end{array}$			1		
68				1	1		
69		1		1 2 1 1 1			
70				1			
71		2		1			
$\dot{7}\bar{2}$				ĺ			
73		2	1				[
74			_	2 2 1	1		
75				$\bar{1}$	1		
76		2 1		L		L	J <u></u> _
77	<b></b>	<u>1</u>		<b></b>	·	<b></b>	
78				1			
79							
<u>80</u>			L	L	l1_	L	Jl

	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
子給	標準的な職務	准看護師	保健師·看護師	主任保健師· 主任看護師	主査	副主幹	課長	課長	
	.,	人	人 1	人	人。	人	人	人	
8	31 32 33		1		2 1	1		1	
8	33		1		1				
<u>9</u> 8	34 35 36 37		3		1				
8	36				1	0			
8	38					2			
8	<u>88</u> 89		1	1		1			
ç	90 91		1	1		1 3			
<u> </u>	91 92 93 94				1				
Ç	93				2	24			
ç	95				_				
<del>S</del>	95 96 97				1			{	
C	98 I		1		1				
1	99 00		1						
1	01		1		1				
1	02 03				1				
1	04 05								
1	05 06				1				
1	07		1		1				
1	08 09							<del></del>	
1	10								
1	11 12		1						
1	13		1						
1	14 15								
1	16							]	
1	17 18								
- 1	19								
1	20 21 22								
1:	22								
11	23								
<u>1</u>	24 25								
11	26 I								
17	27 28								
1	28 29								
	30 31								
1	32								
1	33 34								
1	35								
<u>1</u>	ა <u>ხ</u> 37								
į	38								
1.	39 40								
1	31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46								
1.	42 43								
	44							<u> </u>	
1.	45 46								
1	47								
<u>1</u>	48 49				L				
1	50								
1	51 52								
1	53								
1	54 55								
1	47 48 49 50 51 52 53 54 55 56								
1	57			<b></b>					
		人	人	人	人	人	人	人	全
人	員計	_	63	26	57	37	4	_	
ψp ΠιΩ	H# LI -	%	%	%	% 20 F	%	%		_
被別	構成比	 円	33.7 円	13.9 円	30.5 円	19.8 円	<b>2.1</b> 円	— 円	1
平均給	合料月額	_	268,387	293,392	340,177	390,497	416,575	_	321
		歳	歳	歳	歳	歳	歳		
平均	J年齢	-	35.4	37.4	43.3	54.2	54.5	_	4

# 海事職給料表 (船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な 職務	航海士•機関士	一等航海士•一等機関士	一等航海士•一等機関士	船長·機関長	船長·機関長
	人	人	人	人	人
1 2 3 4 5 6 7 8 9					
3 4					
5					
7					
8					
10		1			
11 12 13		1	1		
13					
15					
14 15 16 17	1				
18 19		1			
20		1			
21 22					
20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40	1				
25	1		1		
26 27			1	1	
28					
30		1			
31 32	1	1			
33				1	
34 35		1			
36 37				 	
38				1	
39 40				1	
4 1					
43					
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64					
46 47				1	
48				<u> </u>	
49 50			1		
51 52				2	
53 53				l	
54 55				1	
56 57				$\begin{array}{c} 1\\ 2\\ 1 \end{array}$	
58					
59 60				2	
61				•	
63					
64				L	J

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	]
標準的な 職務	航海士·機関士	一等航海士•一等機関士	一等航海士•一等機関士	船長·機関長	船長·機関長	
65 66 67	Д		人	,	人	
68 70 71 72 73 74 75 76						
74 75 76 77				1 1		
78 79 80				2		
78 79 80 81 82 83 84 85				1		
86 87 <u>88</u>						
89 90 91 92 93 94				7		
93 94 95 96 97						
98 99						
100 101			2			全級
人員計	人 <b>4</b> %	人 5	人 6	人 26	_ 人	人 <b>41</b>
級別構成比	% 9.8	% 12.2	% 14.6	% 63.4	- %	100.0
平均給料月額	円 228,000	円 271,720	円 341,300	円 418,365	— 円	円 370,632
平均年齢	歳 22.5	歳 30.2	歳 41.0	歳 47.8	歳 -	歳 42.2

福 祉 職 給 料 表 (児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級	1級	2級	■で人事委員会規則 <sup>・</sup> 3級	4級	5級	6級
標準的な 職務	児童指導員・	児童指導員・	児童指導員・	課長・上席児童指導	次長	次長
号給 職務	保育士 人	保育士 人	保育士人	員·上席保育士 人	人	<b>人</b>
1						
1 2 3						
<u>4</u> 5 6						
7						
<u>8</u> 9						
10 11						
12 13						
13 14		1				
15	3					
<u>16</u>		·1				
18	2					
19 20	3					
21		2 1				
21 22 23 24	5	1				
24	19	<u>1</u> 1				
25 26	1					
27	4	2				
28 29	12	2				
30 31	6	1	1			
30 31 32 33	2	3_				
34	2 7 2 2	1 1				
35	2	1 2	1 1			
35 36 37	1 3	···				
38 39 40	3		$\frac{1}{2}$			
40		1	<u> </u>	1		
41 42	2 3	2		2		
43 44 45	1 3	4	$\begin{array}{c}1\\2\end{array}$	1		
45	<u>3</u> 1		1	<u> </u>		
46		9	3	1		
47 48 49	1	3 1		1 1		
	9		1			
51	2	1	1 1			
53	<u>2</u> 3			<u>l</u> -		
54				1		
56_	1					
50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 61 62 63 64 65 66 67 68 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80			1	2		
59			1			
60	<u>9</u>			11		
62	2 1 4					
63 64	4		1			
65						
67						
68						
70			1			
71 72						
73	1			1		
74 75			1			
76				1_		
77 78						
79				_		
L80]	l		L	2	L	١

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
標準的な 職務	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	課長·上席児童指導 員·上席保育士	次長	次長	
	人	人	人	人	人	人	
81 82	1						
83 84				1			
85							1
86 87				1 1			
<u>88</u> 89							ļ
89 90				5			
91				2			
<u>92</u> 				1 1			1
94 95				1 1			
<u>96</u> 97							
98				3			
99 100							
101							
102 103							
104							
105 106							
107 108							
109							1
110 111							
112							
113 114							
115							
116 117							
118 119							
120							
121 122							
123							
124 125							ł
126							
127 128 129							
129							
131							
132 133							ł
134							
135							
137							
139							
- <u>140</u>							
142							
130 131 132 133 134 135 136 137 138 140 141 142 143 144 145						<u> </u>	
145 146				<b></b>			
146 147 148 149 150 151 152							
. <u>148</u> 149							
150							
151 152							
153						[	Δ (m
	人	人	人	人	人	人	全 級
人員計	101	31	20	35	_	_	:
及別構成比	% 54.0	% 16.6	% 10.7	% 18.7	_ %	_ %	10
	<b>54.0</b> 円		田	円	円	円	
均給料月額	207,610	258,387 歳 31.5	320,160	379,214	_ 	_ 	260,
平均年齢	歳 26.0		歳 <b>40.5</b>	歳 <b>49.1</b>	歳	歳	3

# 特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の 期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に 従事する職員に適用)

号 給	人	員
		人
1		
2		1
3		
4		
4 5 6		2
6		
7		
人員計		3

# 第1号任期付研究員給料表

(招へいされて高度の専門的な知識を必要とする研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人	員
		人
1		
2		
3		
4		
5 6		
6		
人員計		0

# 第2号任期付研究員給料表

(先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人	員
		人
1		
2		
3		
人員計		0

## その1 フルタイム勤務職員

(令和2年人事統計に関する報告)

	) (-1301))							級					
給	料	表	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	行 政 職	給 料 表	274			12	116	142	4				
	研究職	給 料 表	27			9	18						
一般職員	医療職給	料表(二)	20				3	7	10				
双娰貝	医療職給	料表(三)	4				3	1					
	海事職	給 料 表	4				4						
	福祉職	給 料 表	4			1	3						
教育職員	教育職給	料表(二)	1,764		1,764								
警察官	公安職	給料表	169				37	79	48	2	2	1	
給 #	斗 表	計	2,266										
	60	)歳	708										
	61	歳	604										
	62	2歳	434										
	63	3歳	302										

<sup>(</sup>注) 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)。

218

64歳

## その2 短時間勤務職員

(令和2年人事統計に関する報告)

て ひ	F 间									(1) 14 2	十八争剂	計に関す	の報百)
給	料	表						級					
<b>芥</b> 口	14	10	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	行 政 職 給	料 表	178			5	58	115					
	研究職給	料表	15			3	12						
一般職員	医療職給料	表(二)	11					6	5				
	医療職給料	表(三)	3				1	2					
	海事職給	料表	0										
	福祉職給	料表	1				1						
教育職員	教育職給料	表(二)	883		883								
警察官	公安職給	料表	0										
給	料 表	計	1,091										<del>-</del>
	60歳		141										
	61歳		191										
	62歳		218										
	63歳		265										
	64歳		276										

令和2年職種別民間給与実態調査(民間給与関係)

## 第11表 產業別、企業規模別調查事業所数

(令和2年職種別民間給与実態調査)

	企業規	模	規模計	3,000人以上	1,000人以上		100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
<u>産</u> 産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産	業業業	計	事業所 309	事業所 59	事業所 35	事業所 53	事業所 113	事業所 49
農業	,林業、漁	魚業	2	_	_	_	_	2
	採石業,石業、建設		17	3	3	1	8	2
製	造	業	107	9	12	21	42	23
• 水道	・ガス・熱 f 道業、情報 i 重輸業,郵(	通信	68	11	7	18	23	9
卸売	業,小売	業	31	12	4	2	11	2
	業,保険業、 業,物品賃1		18	6	2	4	5	1
	学 習 支 援 淳 福祉、サービ		66	18	7	7	24	10

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが 判明した事業所が3所、調査不能の事業所が61所あった。
  - 2 調査対象事業所373所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた370所に 占める調査完了事業所309所の割合(調査完了率)は、83.5%である。
  - 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

## 第12表 民間における初任給の改定状況

(令和2年職種別民間給与実態調査)

						( la .l H :		,, , , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	学 歴		項目	新規学卒者 の採用あり	初 任 増 額	給 の 改 定 据置き	状 況 減 額	新規学卒者 の採用なし
	大	学	卒	27.0	(48.4)	% (51.6)	- % -	73.0
	高	校	卒	13.2	(37.6)	(62.4)	_	86.8

(注) ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第13表 職種別、学歴別初任給

(令和2年職種別民間給与実態調査)

	職		種		学	:	歴	初任給
				ſ	大	学	卒	209,072 円
新卒	5事務	員·	技術者	計	短	大	卒	186,245
				l	高	校	卒	172,132
				ſ	大	学	卒	206,187
新	卒	事	務	員	短	大	卒	<b>※</b> 184,065
				l	高	校	卒	167,951
				ſ	大	学	卒	212,021
新	卒	技	術	者	短	大	卒	188,351
				l	高	校	卒	175,912
新	卒	研	究	員	大	学	卒	<b>※</b> 197,271
新立	卒 研	究	補助	員{	短	大	卒	X
材  <sup>-</sup>	<del>T</del> 11/1	九	冊切	月	高	校	卒	X
新	卒力	<u> </u>	学 助	教	大	学	卒	_
新四	本 高 4	等	牟校 教	諭	大	学	卒	_

<sup>(</sup>注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を 除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

<sup>2 「</sup>X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

<sup>3 「※」</sup>は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

#### 第14表 民間における家族手当の支給状況

## (令和2年職種別民間給与実態調査)

支	給 の	有	無		事	業	所	割	合
家	族手当制度	がある					76.5%		
配偶	者に家族手旨	旨を支糸	計る	(82.2%)					
家	族手当制度	がない		23.5%					
扶養家族の	西己			1	.2,132円	]			
構 成 別	配偶	者と子	1 人			1	.8,313円	]	
支給月額	配偶	者と子	2 人			2	24,351円	]	

- (注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした場合である。
  - 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

## 第15表 民間における給与改定の状況

(令和2年職種別民間給与実態調査)

					(13 / 14 2   140(1至 /)	720间间 7 人心啊丑/
役職段階		項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
課	長	級	% 20.7	% 19.1	-	60.2
係		員	23.3	21.9	-	54.8

<sup>(</sup>注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

## 第16表 民間における定期昇給の実施状況

(令和2年職種別民間給与実態調査)

								(  4    2     1    34	重加以  同和 つ	) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
			項目	定期昇給						定期昇給
				た	定期昇給				定期昇給	ルカチ和 制度なし
ŕ	<b>没職段階</b>			所及めり	実施	増額	減額	変化なし	中止	別及なし
				%	%	%	%	%	%	%
	課	長	級	81.2	78.0	13.6	11.4	53.0	3.2	18.8
	係		員	90.7	87.1	16.4	12.3	58.4	3.6	9.3
			,							

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

## 第17表 民間における定年制の状況

(令和2年職種別民間給与実態調查)

ria for that the to	مع جاء	F 11-A	
定年制あり	定 年 60歳	年 齢 61歳以上	定年制なし
%			%
98.9	82. 3	16.6	1. 1

<sup>(</sup>注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第18表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和2年職種別民間給与実態調査)

区分	項目		給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
am.	E	45	%	%	%
課	長	級	50.9	30. 4	49. 1
非	管 理	職	57. 3	33. 8	42. 7

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第19表において同じ。)。
  - 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第19表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所に おける60歳を超える従業員の年間給与水準

(令和2年職種別民間給与実態調查)

	(1)和乙中城堡州以间和子关总明直/
課長級	非管理職
%	%
69.0	72.9

<sup>(</sup>注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の 割合である。

## 第20表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(令和2年職種別民間給与実態調査)

_	正未况保可							\	71144 平 1111 1111 1111 1111 1111 1111 11	77亿高两五/
罪	哉  看	Í.	名	調 査実人員		きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備考	対 応 級
	支 店	長		人 31	歳 53.3	円 781,078	円 380	円 780,698	<b>√</b> 構成員50人以上の	
	大大	学	卒	23	53.3	806,606	0	806,606	支店(社)の長(取 締役兼任者を除	
	短短	大	卒	X	X	X	X	X	(<.)	100人以上500人
	高	校	卒	4	56.1	688,607	671	687,936		未満及び本表 4 企業規模50人以
	中	学	卒	3	49.4	722,330	184	722,146		上100人未満の 対応級欄参照
事										
	工場	長		11	55.0	740,830	0	740,830		
務	大	学	卒	9	54.8	805,075	0	805,075	兼任者を除く。)	
	短	大	卒	_	_	_	_	_	l	
	高	校	卒	2	55.7	480,573	0	480,573		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
技										
		部 長		402	52.5	654,119	1,177	652,942	【 2 課以上又は構成 員20人以上の部の	
術	大	学	卒	287	52.3	681,066	413	680,653	長 職能資格等が上記	
	短	大	卒	33	52.0	555,658	1,304	554,354	部の長と同等と認められる部の長及	
関	高	校	卒	82	53.3	592,650	4,040	588,610	び部長級専門職	
hr.	中	学	卒	_	_	_		_	(取締役兼任者を	
係	技 術	部 長	:	214	52.1	660 411	9 905	666 196	同上	同上
職	大大	部 女	卒	166	52.1	668,411 683,544	2,285 1,711	666,126 681,833	HJ I	IH T
相联	短	大	卒	14	53.1	683,890	5,818	678,072		
種	高	校	卒	34	51.0	584,634	3,727	580,907		
,	中	学	卒	_	_	_	_	_		
			•							
	事務部	次長		193	51.1	633,752	3,792	629,960		同 上
	大	学	卒	130	51.4	676,489	4,169	672,320	あるとさの職務代刊   者   職能資格等が上記部	
	短	大	卒	20	50.2	500,288	4,482	495,806	の次長と同等と認め	
	高	校	卒	43	50.4	528,018	2,067	525,951	られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長―課長	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	中間職(部長一課長 間)	

<sup>(</sup>注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)。

<sup>2 「</sup>中間職 (部長―課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の 等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下本表において同じ。)。

## 1 企業規模計

_	企業表	兄假百	l				1				_
罪	我 看	Í.	名	調査実人員	平均年齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備考	対 応 級	
	++ 4三寸	7 VII E		人	歳	円 (64.702	円 2.021	円	∫前記部長に事故等の	<b>∫</b> 本表2企業規	模
	技術部			128	51.1	664,703	2,921	661,782	あるときの職務代行者	500人以上、	本
	大	学	卒	113	51.1	672,005	1,739	670,266	職能資格等が上記部 の次長と同等と認め	表3企業規模 100人以上500	0人
	短	大	卒	3	50.8	590,995	1,313	589,682	られる部の次長及び部次長級専門職	<ul><li>未満及び本表</li><li>企業規模50人</li></ul>	
	高	校	卒	11	50.1	609,464	16,582	592,882	中間職(部長一課長	上100人未満の	の
	中	学	卒	X	X	X	X	X	(間)	対応級欄参照	큿
事											
	事 務	課身	툿	818	49.1	576,011	5,312	570,699		同 上	
務	大	学	卒	513	48.3	594,298	5,836	588,462	長		
	短	大	卒	71	49.4	519,977	1,494	518,483	職能資格等が上記 課の長と同等と認		
	高	校	卒	232	50.9	549,239	5,215	544,024	められる課の長及 び課長級専門職		
	中	学	卒	2	46.4	448,401	1,773	446,628	•		
技											
	技 術	課身	<b></b>	499	47.4	582,565	9,871	572,694	同上	同 上	
術	大	学	卒	358	46.7	599,465	9,154	590,311			
	短	大	卒	41	50.2	589,549	16,210	573,339			
関	高	校	卒	99	49.2	508,096	10,382	497,714			
	中	学	卒	X	X	X	X	X			
係											
	事務課	長代	理	484	44.7	502,698	31,984	470,714	↓上記課長に事故等のある	同上	
職	大	学	卒	335	43.7	513,731	33,581	480,150	ときの職務代行者 課長に直属し部下に係長		
1.74	短	大	· 卒	43	45.8	440,122	24,227	415,895	■ 等の役職者を有する者 ■ 課長に直属し部下4人以 ■ 上を有する者		
種	高	校	卒	105	49.0	480,158	28,046	452,112	■ 工を有りる日 職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課		
1里	中	学	卒						長代理及び課長代理級専 門職		
	†	子	4	X	X	X	X	X	中間職(課長―係長間)		
	<del>11</del> % <b>1</b> 7 ≥ 0	目目小	· ##	015	41.0	E04.000	CO 007	4CE 000	⊟ I.	<b>⊟</b> 1.	
	技術課			315	41.8	534,836	68,907	465,929	同 上	同 上	
	大	学	卒	240	40.4	546,015	73,890	472,125			
	短	大	卒	25	47.4	533,131	78,461	454,670			
	高	校	卒	49	48.5	453,065	29,359	423,706			
( ½	中	学即職	卒: (課)	X 三—核三	X 問) 」 }	X	X 怪長の両方が	X			

(注) 「中間職 (課長—係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう (以下本表において同じ。)。

## 1 企業規模計

	正未及	-,								
暗	找 看	<b></b>	名	調 査実人員		きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備    考	対 応 級
				人	歳	円	円	円	(ESET-NE	
	事 務	係上	훈	793	45.0	461,812	55,421	406,391		長級
	大	学	卒	365	43.1	469,565	50,009	419,556		表 3 企業規模 100人以上500人
	短	大	卒	103	44.5	452,973	63,710	389,263		未満及び本表 4 企業規模50人以
	高	校	卒	320	47.4	456,638	59,200	397,438		上100人未満の
	中	学	卒	5	45.9	406,276	29,231	377,045		対応級欄参照
事										
	技 術	係上	長	486	44.5	493,192	80,825	412,367	同上	同 上
務	大	学	卒	257	42.3	494,497	79,928	414,569		
	短	大	卒	50	44.8	501,133	107,237	393,896		
	高	校	卒	179	47.7	488,794	74,072	414,722		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
技										
	事 務	主作	£	768	40.8	413,451	43,057	370,394	√ 係長等のいる事業所 おける主任	IH T
術	大	学	卒	430	38.4	422,771	42,421	380,350	係長等のいない事業 における主任のうち	),
	短	大	卒	88	43.6	389,469	36,996	352,473	課長代理以上に直属 部下を有する者 係長等のいない事業	
関	高	校	卒	243	45.4	401,125	46,880	354,245	において、職能資格 が上記主任と同等と	等
	中	学	卒	7	45.9	340,302	41,032	299,270	められる主任 中間職(係長―係員	l l
係									(間)	
	技 術	主作	£	404	39.9	457,817	82,253	375,564	同上	同上
職	大	学	卒	225	37.0	435,381	75,299	360,082		
	短	大	卒	35	42.5	451,134	80,217	370,917		
種	高	校	卒	144	45.4	507,495	97,640	409,855		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
	事 務	係員	Ę	3,013	36.9	313,111	29,209	283,902		同上
	大	学	卒	1,680	33.4	318,449	31,881	286,568		
	短	大	卒	361	41.2	313,005	27,276	285,729		
	高	校	卒	958	41.7	303,413	24,966	278,447		
	中	学	卒	14	46.5	282,877	23,572	259,305		

(注)「中間職(係長—係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう(以下本表において同じ。)。 1 企業規模計

耶	職種名		調査実人員		きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備	考	対 応 級	
事務・技術関係職種	技发短高中	係 学 大 校 学	卒卒卒卒	人 1,632 992 202 436 2	歳 33.6 31.8 33.8 38.2 46.5	円 340,551 345,482 335,098 330,975 339,907	円 46,058 47,807 49,921 39,377 50,962	円 294,493 297,675 285,177 291,598 288,945			を表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照

2 企業規模500人以上 (令和2年職種別民間給与実態調査)

職	種	<b>.</b>		细 木							
		1 /	名	調 査実人員		きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備   考	対 応 級	
				人	歳	田	円	円	(##\P=\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	<b>/</b> → マム mith	
]	支 店			30	53.3	788,096	393	787,703	【構成員50人以上の 支店(社)の長(取		
	大	学	卒	22	53.2	817,515	0	817,515	締役兼任者を除 く。)		
	短	大	卒	X	X	X	X	X			
	高	校	卒	4	56.1	688,607	671	687,936			
	中	学	卒	3	49.4	722,330	184	722,146			
事									(##.4===0.1.01.1.co		
	工場			8	54.1	801,741	0	801,741	【 構成員50人以上の 工場の長(取締役	同 上	
務	大	学	卒	7	54.1	850,998	0	850,998	兼任者を除く。)		
	短	大	卒	_	_	_	_	_			
•	高	校	卒	X	X	X	X	X			
	中	学	卒	_	_	_	_	_			
技											
1	事 務	部 長	:	222	52.7	705,521	299	705,222	【 2課以上又は構成 員20人以上の部の	同 上	
術	大	学	卒	178	52.7	720,099	192	719,907	長 職能資格等が上記		
	短	大	卒	16	51.3	589,218	1,932	587,286	部の長と同等と認		
関	高	校	卒	28	53.7	677,799	0	677,799	められる部の長及 び部長級専門職		
	中	学	卒	_	-	_	_	_	(取締役兼任者を (除く。)		
係											
1	技 術	部 長		136	52.3	703,732	2,561	701,171	同 上	同 上	
職	大	学	卒	113	52.5	715,648	2,399	713,249			
	短	大	卒	10	52.5	694,171	7,868	686,303			
種	高	校	卒	13	50.6	611,992	77	611,915			
	中	学	卒	_	_	_	_	_			
<u> </u>	事務部	次長		129	51.3	687,952	4,281	683,671		同 上	
	大	学	卒	105	51.3	706,178	4,841	701,337	者 職能資格等が上記部		
	短	大	卒	5	52.3	593,545	0	593,545	の次長と同等と認め られる部の次長及び		
	高	校	卒	19	50.7	582,168	1,331	580,837	部次長級専門職 中間職(部長一課長		
	中	学	卒	_	_	_	_	_	(間)		

2 企業規模500人以上

2	企業規模500人以		<u>УТ</u>							
聑	哉 看	É :	名	調査実人員		きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備考	対 応 級
	技術部	次長		人 109	歳 51.4	円 679,003	円 987	円 678,016	∫前記部長に事故等の     あるときの職務代行	行政職 9級、10級
	大	学	卒	100	51.4	682,320	619	681,701	者   職能資格等が上記部	- 1011 - 1101
	短	大	卒	3	50.8	590,995	1,313	589,682	の次長と同等と認め られる部の次長及び	
	高	校	卒	6	51.9	653,316	7,300	646,016	部次長級専門職中間職(部長一課長	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	【間)	
事										
	事 務	課長		603	49.3	603,920	5,506	598,414	⟨ 2 係以上又は構成 員10人以上の課の	行政職 7級、8級
務	大	学	卒	398	48.5	614,978	5,825	609,153	長   職能資格等が上記	· nex onex
	短	大	卒	51	50.0	548,410	1,512	546,898	課の長と同等と認	
	高	校	卒	153	51.6	590,770	5,913	584,857	められる課の長及 び課長級専門職	
	中	学	卒	X	X	X	X	X		
技										
	技 術	課長	Ė	368	47.4	604,654	10,708	593,946	同 上	同 上
術	大	学	卒	273	46.5	618,370	9,719	608,651		
	短	大	卒	33	50.5	616,626	18,495	598,131		
関	高	校	卒	61	50.3	523,149	12,018	511,131		
	中	学	卒	X	X	X	X	X		
係										
	事務課	長代	理	410	44.4	515,260	34,684	480,576	★上記課長に事故等のあるときの職務代行者	行政職 5級、6級
職	大	学	卒	300	43.6	522,999	35,141	487,858	課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以	
	短	大	卒	27	45.6	466,426	31,298	435,128	上を有する者 職能資格等が上記課長代	
種	高	校	卒	82	48.7	493,266	33,575	459,691	理と同等と認められる課 長代理及び課長代理級専	
	中	学	卒	X	X	X	X	X	門職   中間職(課長─係長間) 	
	技術課	長代	理	247	41.3	544,860	79,117	465,743	同 上	同 上
	大	学	卒	194	40.0	556,551	83,455	473,096		
	短	大	卒	20	47.5	522,223	78,499	443,724		
	高	校	卒	33	49.0	457,043	41,548	415,495		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		

2 企業規模500人以上

		- 1,2 -	10 /\ <u>j</u>							
聑	哉 看	<b>1</b>	名	調 査実人員		きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備   考	対 応 級
				人	歳	円	円	円	∫係の長及び係長級	(一元を取)
	事 務	係長	-	514	45.0	492,168	62,431	429,737	専門職	<ul><li>行政職</li><li>3級、4級</li></ul>
	大	学	卒	248	43.3	492,516	50,963	441,553		
	短	大	卒	66	44.1	493,315	76,487	416,828		
	高	校	卒	198	47.4	491,892	72,190	419,702		
	中	学	卒	2	46.3	430,079	10,592	419,487		
事										
	技 術	係 長	Ė	324	44.2	513,984	92,675	421,309	同 上	同 上
務	大	学	卒	179	42.1	515,396	92,095	423,301		
	短	大	卒	35	43.9	512,100	117,189	394,911		
	高	校	卒	110	47.8	512,367	85,107	427,260		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
技										
	事 務	主任		526	40.0	428,260	45,013	383,247	√係長等のいる事業所における主任	行政職 2級(一部は3
術	大	学	卒	330	38.0	432,764	43,248	389,516	係長等のいない事業所に おける主任のうち、課長	級、4級)
	短	大	卒	61	43.5	401,124	40,703	360,421	代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所に	
関	高	校	卒	134	45.4	424,532	52,347	372,185	おいて、職能資格等が上記主任と同等と認められ	:
	中	学	卒	Х	X	X	X	X	る主任 中間職(係長―係員間)	
係										
	技 術	主任	:	215	38.1	463,422	82,067	381,355	同 上	同 上
職	大	学	卒	120	34.7	428,341	70,000	358,341		
	短	大	卒	22	42.5	476,597	81,626	394,971		
種	高	校	卒	73	46.0	554,755	114,911	439,844		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
	事 務	係員	Į	1,742	36.7	316,892	31,115	285,777		行政職 1級
	大	学	卒	1,080	33.0	318,935	32,828	286,107		1 /l)X
	短	大	卒	193	41.3	324,711	31,459	293,252		
	高	校	卒	463	43.3	309,210	27,024	282,186		
	中	学	卒	6	46.0	282,341	29,677	252,664		

2 企業規模500人以上

聑	職種名		種 名		種 名		平 均年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備	考	対 応 級
				人	歳	円	円	円					
事務	技 術	係 員		1,079	33.1	338,993	44,129	294,864			行政職 1級		
•	大	学	卒	670	31.3	342,341	45,053	297,288					
技術関	短	大	卒	154	33.1	335,881	52,457	283,424					
関係職	高	校	卒	255	38.2	331,882	35,729	296,153					
職種	中	学	卒	_	_	_	_	_					

3 企業規模100人以上500人未満 (令和2年職種別民間給与実態調査)

3	正未7	兄俣ハ	10 V i	以上500	八不個			(	令和2年職種	<b>E</b> 別民国	]和分夫!	<b>悲調宜</b> )
聑	戏 種	Ĺ	名	調 査実人員	年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備	考	対「	芯 級
				人		円	円	円	<b>【</b> 構成員50人	NFW	行政職	à
	支 店	長		X	X	X	X	X	支店(社)の	長(取		
	大	学	卒	X	X	X	X	X	締役兼任者 (く。)	を除		
	短	大	卒	_	_	_	_	_	( \ \ \ )			
	高	校	卒	_	_	_	_	_				
	中	学	卒	_	_	_	_	_				
事												
	工場	县 長		3	57.3	584,717	0	584,717	【構成員50人 工場の長		同	上
務	大	学	卒	2	57.5	633,923	0	633,923	兼任者を除			
	短	大	卒	_	_	_	_	_	(			
•	高	校	卒	X	X	X	X	X				
	中	学	卒	_	_	_	_	_				
技												
	事 務	部長	Ę	161	52.0	587,317	2,623	584,694	⟨ 2 課以上又 │ 員20人以上		同	上
術	大	学	卒	98	51.4	611,190	828	610,362	長			
	短	大	卒	14	53.0	547,144	0	547,144	職能資格等 部の長と同	等と認		
関	高	校	卒	49	53.1	550,755	6,841	543,914	められる部 び部長級専			
	中	学	卒	_	_	_	_	_	(取締役兼 除く。)			
係									( , , , )			
	技 術	部長	Ę	75	51.8	609,002	1,840	607,162	同	Ŀ	同	上
職	大	学	卒	52	51.6	615,161	172	614,989				
	短	大	卒	4	54.8	656,132	281	655,851				
種	高	校	卒	19	51.8	579,937	7,218	572,719				
	中	学	卒	_	_	_	_	_				
	事務部	次長		55	50.9	491,313	1,767	489,546			同	上
	大	学	卒	21	52.5	506,446	143	506,303	<ul><li>■ あるときの報</li><li>■ 者</li><li>■ 職能資格等が</li></ul>			
	短	大	卒	13	49.2	472,891	2,196	470,695	職能責格等が の次長と同等 られる部の数	を認め		
	高	校	卒	21	50.4	487,164	3,132	484,032	部次長級専門中間職(部長	]職		
	中	学	卒	_	_	_	_	_	間 中间 ( 部 大 間 )	、		

3 企業規模100人以上500人未満

3	<b>止</b> 未	九八天工	JU/ ( )	<u> </u>	/					
璀	找 看	Ĺ	名	調 査 実人員	年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備考	対 応 級
	技術部	次長		人 19	歳 48.8	円 560,633	円 16,993	円 543,640		行政職 7級、8級
	大	学	卒	13	48.7	564,554	13,402	551,152	者 職能資格等が上記部	. ,
	短	大	卒	_	_	_	_	_	の次長と同等と認め られる部の次長及び	
	高	校	卒	5	47.7	549,938	29,182	520,756	部次長級専門職 中間職(部長―課長	
	中	学	卒	X	X	X	X	X	(間)	
事										
	事 務	課長	Ę	166	48.4	486,562	4,625	481,937		行政職 5級、6級
務	大	学	卒	92	47.6	509,738	7,259	502,479	長   職能資格等が上記	
	短	大	卒	15	47.1	435,058	1,993	433,065	課の長と同等と認	
	高	校	卒	58	49.9	465,893	1,345	464,548	められる課の長及 び課長級専門職	
	中	学	卒	X	X	X	X	X		
技										
	技 術	課長	Ē	122	47.5	503,178	6,434	496,744	同 上	同 上
術	大	学	卒	80	47.3	515,623	5,858	509,765		
	短	大	卒	8	48.5	442,365	3,784	438,581		
関	高	校	卒	34	47.7	487,968	8,211	479,757		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
係										
	事務課	長代	理	56	47.2	418,957	14,116	404,841	<ul><li>✓ 上記課長に事故等のあるときの職務代行者</li><li>課長に直属し部下に係長</li></ul>	行政職 4級
職	大	学	卒	21	44.7	418,815	22,305	396,510	等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以	
	短	大	卒	14	46.5	391,924	10,785	381,139	上を有する者 職能資格等が上記課長代	
種	高	校	卒	21	50.1	436,233	7,766	428,467	理と同等と認められる課 長代理及び課長代理級専 門職	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	中間職(課長―係長間)	
	技術調		理	68	44.3	489,252	22,475	466,777	同 上	同 上
	大	学	卒	46	43.0	489,568	22,644	466,924		
	短	大	卒	5	47.2	578,170	78,302	499,868		
	高	校	卒	16	47.4	444,427	2,892	441,535		
	中	学	卒	X	X	X	X	X		

3 企業規模100人以上500人未満

3	止未為	九(天)	با کار ۵۵	以上500,	八个他					
璀	<b>哉</b>	重	名	調 査実人員	年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備考	対 応 級
	事務	<b>区</b> [	Į.	人 215	歳 45.1	円 396,264	円 35,863	円 360,401	「係の長及び係長級	行政職
	大	学	卒	85	42.3	404,777	38,776	366,001	<b>人</b> 専門職	3級
	短短	大	卒	32	43.7	365,789	33,476	332,313		
	高	校	卒	96	48.0	399,177	34,068	365,109		
	中	学	· 卒	2	44.1	392,610	40,712	351,898		
事		,	,	J	11.1	002,010	10,112	001,000		
	技 術	係長	Ē	134	44.5	443,989	48,280	395,709	同上	同 上
務	大	学	卒	66	41.7	443,628	46,431	397,197		
	短	大	卒	6	47.1	457,329	57,915	399,414		
	高	校	卒	62	47.7	443,265	49,710	393,555		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
技										
	事 務	主作	£	200	43.1	375,496	39,155	336,341		1.4.24.194
術	大	学	卒	84	40.0	377,449	40,538	336,911	係長等のいない事業所に おける主任のうち、課長	2級(一部は3 級)
	短	大	卒	24	44.0	363,001	28,997	334,004	代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所に	
関	高	校	卒	88	45.5	377,848	40,913	336,935	おいて、職能資格等が上記主任と同等と認められ	
	中	学	卒	4	48.3	356,713	30,503	326,210	る主任 中間職(係長―係員間)	
係										
	技 術	主作	£	175	42.8	459,076	87,703	371,373	同 上	同 上
職	大	学	卒	98	41.8	458,758	90,730	368,028		
	短	大	卒	11	41.9	421,170	92,461	328,709		
種	高	校	卒	66	44.5	465,312	82,356	382,956		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
	事 務	係員	Į	990	36.8	317,480	28,857	288,623		行政職 1級
	大	学	卒	503	34.6	328,165	32,164	296,001		
	短	大	卒	128	41.4	299,226	19,759	279,467		
	高	校	卒	353	38.4	308,408	27,323	281,085		
	中	学	卒	6	44.8	299,026	18,368	280,658		

3 企業規模100人以上500人未満

聑	職種名		名	調 査実人員	年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備	考	対 応 級
				人	歳	円	円	円			
事務	技 術	係員	Ĺ	467	35.0	352,122	53,523	298,599			行政職 1 級
	大	学	卒	278	33.3	363,039	59,074	303,965			
技術盟	短	大	卒	37	37.1	327,542	28,777	298,765			
関係職	高	校	卒	150	38.1	333,322	46,583	286,739			
職種	中	学	卒	2	46.5	339,907	50,962	288,945			

4 企業規模50人以上100人未満 (令和2年職種別民間給与実態調査)

Ĥ	企業規模50人		·/ (1)	1 100/	\$2   \$1 PJ				〒和2年職種別氏 I	时间 700高限主
刵	<b>我</b>	重	名	調 査実人員	年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備考	対 応 級
				人	歳	円	円	円	(##-4-P-F0-1-1)1   #	シープト 中か
	支店	長		_	_	_	_	_	【構成員50人以上の 支店(社)の長(取	
	大	学	卒	_	_	_	_	_	締役兼任者を除 く。)	
	短	大	卒	_	_	_	_	_		
	高	校	卒	_	_	_	_	_		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
事										
	工場	县 長		_	_	_	_	_		
務	大	学	卒	_	_	_	_	_	兼任者を除く。)	
	短	大	卒	_	_	_	_	_		
•	高	校	卒	_	_	_	_	_		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
技										
	事 務	部長	Ē	19	53.2	497,066	1,477	495,589		
術	大	学	卒	11	53.4	534,199	1,068	533,131	長   最能資格等が上記	
	短	大	卒	3	52.0	380,716	2,620	378,096	部の長と同等と認	7
関	高	校	卒	5	53.4	484,966	1,692	483,274	められる部の長及 び部長級専門職	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	<ul><li>□ (取締役兼任者を は、除く。)</li></ul>	
係									,	
	技 術	部長	Ē	3	46.7	433,393	0	433,393	同上	同 上
職	大	学	卒	X	X	X	X	X		
	短	大	卒	_	_	_	_	_		
種	高	校	卒	2	46.0	434,590	0	434,590		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
	事務剖	次長		9	50.0	463,151	6,386	456,765		
	大	学	卒	4	49.8	485,890	688	485,202	者 職能資格等が上記部	
	短	大	卒	2	51.5	455,280	27,363	427,917	の次長と同等と認め られる部の次長及び	
	高	校	卒	3	49.3	438,079	0	438,079	部次長級専門職 中間職(部長—課長	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	【間)	
	77	7	+							

4 企業規模50人以上100人未満

4	<b>止</b> 未	九十天日		、上100人	· /   1					
罪	<b>数</b>	Ē.	名	調査実人員		きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備考	対 応 級
	技術部	次長		人	歳 一	円	円	円	∫前記部長に事故等の     あるときの職務代行	
	大	学	卒	_	_	_	_	_	者 職能資格等が上記部	
	短	大	卒	_	_	_	_	_	の次長と同等と認め られる部の次長及び	
	高	校	卒	_	_	_	_	_	部次長級専門職 中間職(部長一課長	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	(間)	
事										
	事 務	課長	툿	49	47.2	409,937	4,351	405,586	⟨ 2 係以上又は構成 員10人以上の課の	
務	大			23	47.2	421,195	1,085	420,110	長	
	短			5	47.0	393,679	0	393,679	職能資格等が上記 課の長と同等と認	7.
	高	校	卒	21	47.2	401,472	8,956	392,516	められる課の長及 び課長級専門職	Ż
	中	学	卒	_	_	_	_	_	•	
技										
	技術課長		麦	9	47.1	460,265	10,647	449,618	同 上	同 上
術	大	学	卒	5	49.4	479,960	17,276	462,684		
	短	大	卒	_	_	_	_	_		
関	高	校	卒	4	44.3	435,647	2,361	433,286		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
係										
	事務課	長代	理	18	46.8	362,819	1,581	361,238	★上記課長に事故等のあるときの職務代行者     ★ 本書 と	1級
職	大	学	卒	14	46.2	364,385	2,032	362,353	課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以	₹
	短	大	卒	2	44.5	339,424	0	339,424	上を有する者 職能資格等が上記課長f	t
種	高	校	卒	2	53.0	375,250	0	375,250	理と同等と認められる調 長代理及び課長代理級専	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	│ 門職 │ 中間職(課長─係長間) │	
									,	
	技術課	長代	理	_	_	_	_	_	同 上	同 上
	大	学	卒	_	_	_	_	_		
	短	大	卒	_	_	_	_	_		
	高	校	卒	_	_	_	_	_		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		

4 企業規模50人以上100人未満

4	4 企業規模50人以		<u> </u>	<b>小</b> 個						
耶	<b>能</b>	Í.	名	調 査実人員	年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備考	対 応 級
	事 務	係長	:	人 64	歳 45.0	円 388,201	円 51,835	円 336,366		
	大	学	卒	32	43.4	427,009	67,938	359,071	<b>上</b> 専門職	3級
	短	大	卒	5	54.2	339,757	43,644	296,113		
	高	校	卒	26	45.3	347,811	32,768	315,043		
	中	学	卒	X	X	X	X	X		
事										
	技 術	係 長	:	28	47.8	421,991	60,989	361,002	同 上	同 上
務	大	学	卒	12	48.5	404,788	49,813	354,975		
	短	大	卒	9	48.0	467,197	81,669	385,528		
•	高	校	卒	7	46.4	394,006	53,835	340,171		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
技									(remains	
	事 務	主任	-	42	44.3	314,928	25,147	289,781	<ul><li></li></ul>	9 级 (一如)+9
術	大	学	卒	16	43.6	312,043	24,090	287,953	おける主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下	級)
	短	大	卒	3	44.3	314,354	10,151	304,203	を有する者 係長等のいない事業所に	
関	高	校	卒	21	44.6	322,205	30,497	291,708	おいて、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任	
	中	学	卒	2	47.0	262,550	0	262,550	中間職(係長―係員間)	
係										
	技 術			14	42.6	322,878	20,886	301,992	同 上	同 上
職	大	学	卒	7	38.7	320,008	18,050	301,958		
	短	大	卒	2	45.5	319,744	6,894	312,850		
種	高	校	卒	5	47.0	328,148	30,454	297,694		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
	# 325	15. II	ı	001	00.0	050 000	10.001	0.40, 0.00		行政職
	事務			281	38.8	259,293	10,901	248,392		1級
	大	学士	卒	97	34.8	260,308	13,472	246,836		
	短	大	卒	142	39.4	256,492	7 007	241,611		
	高	校 学	卒	142	41.2	259,623	7,997	251,626		
<u> </u>	中	子	卒	2	53.5	241,082	8,930	232,152		

4 企業規模50人以上100人未満

	職種名		*************************************		きまって 支給する 給与(A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備	考	対 応 級		
					人	歳	円	円	円			
马 彩	封	支 術	係 員	Į	86	36.0	304,014	42,630	261,384			行政職 1 級
•		大	学	卒	44	33.3	292,285	33,749	258,536			
<b>拉</b>	· 一	短	大	卒	11	41.0	336,849	46,106	290,743			
一位服	2. 6. 4.	高	校	卒	31	37.9	307,824	53,327	254,497			
箱	É	中	学	卒	_	_	_	_	_			

その2 給与比較の対象外職種

(令和2年職種別民間給与実態調査)

	未况医口							7412 中城堡州以间和于天忠明旦/
毦	战 種	名	調 査実人員	平 均年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備考
技			人	歳	円	円	円	
能	電話交	換 手	2	55.5	391,015	0	391,015	見習、外国語の電話交換手を除く。
労務	自家用乗用自動	車運転手	2	47.5	501,197	222,635	278,562	√ 業務委託契約等に基づき、他の事業所に
関	守	衛	X	X	X	X	X	おいて業務に従事している者を除く。
係職	用 務	員	_	_	_	_	_	
種								
	大学学	部 長	5	55.6	734,866	0	734,866	
教	大 学 着	汝 授	79	57.8	694,387	0	694,387	
育	大学准	教 授	60	47.9	577,318	0	577,318	
関	大 学 講	よ 師	31	45.4	479,525	0	479,525	
係	大 学 財	力 教	11	33.7	366,818	0	366,818	
職	高等学校	校長	2	61.5	791,435	58,360	733,075	
種	高等学校	教頭	7	56.6	675,994	43,986	632,008	
	高等学校	教諭	98	45.7	524,494	36,704	487,790	
研	研究原	斤 長	X	X	X	X	X	【構成員50人以上の所の長(取締役兼 任者を除く。)
究	研究部(護	果)長	19	50.0	623,919	639	623,280	【 2室(係)以上又は構成員7人以上 の部(課)の長
関	研究室(例	系)長	21	43.3	557,609	11,207	546,402	構成員3人以上の室(係)の長
係	主任研	究 員	97	41.2	543,738	56,467	487,271	√下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部
職	研 究	員	114	32.2	346,007	52,479	293,528	(課)長及び研究室(係)長を除
種	研究補	助員	_	_	_	_	_	(<,)
I								

# <参考> 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

本県	職員(行政職)	Þ	民間従業員の役耳	<b></b>
職務の級	標準的な職務	企業規模 500 人以上 の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模 50 人以上 100 人未満の事業所
10 級	部 長	支店長・工場長		
9級	担当部長	部 長•部次長		
8級	次 長	課長	支店長•工場長	
7級	課 長	IV. X	部 長・部次長	支店長・工場長
6級	副課長・主 幹	課長代理	課長	部 長・部次長
5級	班 長・副主幹	<b></b>	<b></b>	課長
4級	係 長·主 査	係長	課長代理	課長代理
3級	副主査	床 戊	係長	係長
2級	主 事•技 師	主任	主 任	主任
1級	主 事・技 師	係 員	係 員	係 員

職員給与と民間給与との比較

## 第21表 職員給与と民間給与との比較

民間従業員の給与 (A)	職 員 の 給 与 (B)	較 差 $(A) - (B)$ $\left(\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100\right)$
366, 454 円	366, 401 円	53 円 ( 0.01 %)

- (注) 1 職員は行政職員、民間従業員はこれに相当する職種の職務に従事する者である。
  - 2 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

生 計 費 関 係

#### 令和2年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国消費実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和2年4月の標準生計費を次の 方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国消費実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費……食料

住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服及び履物

雜 費 I ········保健医療、交通·通信、教育、教養娯楽

雑 費 II……その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

#### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の令和2年4月における1人世帯の費目別標準生計費(平成26年の「全国消費実態調査」を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を反映して算定したもの)に、全国と千葉市の令和2年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて算定した。

2人~5人世帯については、「家計調査」(千葉市・勤労者世帯)における令和2年4月の費目 別平均支出金額(日数を365 日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生 計費換算乗数を乗じて算定した。

#### (参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成31年1月~令和元年12月の「家計調査」の調査世帯(全国・勤労者世帯)のうち、有業人員が1人で夫婦のみ 又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ 4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第22表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費(令和2年4月)

費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	28,930円	46,310 <sup>円</sup>	60,170 <sup>円</sup>	74,020 <sup>円</sup>	87,880円
住居関係費	43,230	46,610	41,920	37,240	32,550
被服・履物費	1,040	3,350	3,800	4,260	4,710
雑 費 I	40,620	52,300	70,730	89,150	107,580
雑 費 Ⅱ	7,110	20,590	23,990	27,390	30,790
計	120,930	169,160	200,610	232,060	263,510

# 労 働 経 済 指 標

## 第23表 労働経済指標

		①	2	3		4	5						6		
		実質国内	常用雇用	有効求	人倍率	完全		き	まって支持	給する給-	与			所気	定 内
		総生産	指数	(季節誌	周整値)	失業率			(調査産	産業計)				(	調査
$  \  $	項	(GDP)	(調査	^ E	~ # B	(季節	<u> </u>	È I		Ŧ	葉県	ķ		全 国	I
	\ <sub>\</sub>		産業計)	全 国	千葉県	調整値)			一般 労働者			一般 労働者			一般 労働者
年度・		前年度比•	前年度比・					前年度比·			前年度比•			前年度比·	
年月	\	前期比	前年同月比					前年同月比			前年同月比			前年同月比	
Л		(%)	(%)	(倍)	(倍)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)	(千円)
平成 30 <sup>全</sup>	丰度	0.3	0.5	1.62	1.33	2.4	296.0	0.6	359.2	270.9	1.1	353.6	270.7	0.6	326.8
令和 元 <sup>4</sup>	丰度	△ 0.3	1.2	1.55	1.29	2.3	296.1	0.1	360.6	275.4	1.7	361.7	271.1	0.2	328.5
平成 31年	4月		1.1	1.63	1.35	2.4	299.4	0.3	364.3	280.1	2.7	365.1	273.3	0.3	330.7
令和 元 年	三 5月	0.1	0.8	1.62	1.35	2.4	294.7	0.1	357.5	274.2	2.3	357.6	269.4	△ 0.2	325.2
	6月		1.0	1.61	1.33	2.3	297.6	0.3	360.9	276.4	2.2	360.8	272.3	0.3	328.5
	7月		1.2	1.59	1.32	2.3	296.4	0.0	360.3	276.2	2.3	362.0	271.5	0.1	328.4
	8月	0.2	1.2	1.59	1.32	2.3	295.8	0.1	359.7	274.6	1.7	360.9	271.2	0.1	328.1
	9月		1.5	1.58	1.31	2.4	295.9	0.1	360.2	274.8	3.0	362.7	271.7	0.1	329.2
	10月		1.5	1.58	1.28	2.4	298.3	0.0	363.4	274.0	1.3	362.2	272.9	0.2	330.7
	11月	△ 1.9	1.4	1.57	1.29	2.2	297.6	△ 0.4	362.4	277.2	2.2	364.0	271.8	△ 0.1	329.2
	12月		1.5	1.57	1.30	2.2	297.0	△ 0.2	361.9	274.8	2.0	361.9	271.8	0.1	329.4
令和 2年	1月		1.1	1.49	1.26	2.4	293.0	0.4	357.9	275.5	0.0	360.2	269.0	0.7	327.0
	2月	△ 0.5	1.1	1.45	1.21	2.4	293.6	0.3	358.8	276.7	1.5	363.2	269.1	0.5	327.1
	3月		1.1	1.39	1.16	2.5	294.2	△ 0.4	360.1	270.5	△ 1.2	360.5	269.8	0.1	328.6
	4月		0.8	1.32	1.10	2.6	295.7	△ 1.3	359.5	275.4	△ 1.7	361.1	272.9	△ 0.1	330.3
	5月	△ 8.3	0.2	1.20	1.00	2.9	287.2	△ 2.6	348.2	270.0	△ 1.5	354.7	268.6	△ 0.3	324.5
	6月		0.2	1.11	0.93	2.8	290.9	△ 2.2	351.5	268.5	△ 2.8	348.7	272.2	△ 0.1	327.7

資料出所: ①内閣府、②厚生労働省「毎月勤労統計調査全国調査」、③厚生労働省、千葉労働局、④総務省「労働力調査」、⑤~⑨厚生労働 (注) 1 ①、②、⑤、⑥、⑪、⑫は平成27年基準である。

<sup>2</sup> ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。

			7		8		9		10				11)		12
給	i 与		所定タ	1 給 与	総実労働	動時間数	所定外労	働時間数	消	費 支	出(名	目)	消費者物	物価指数	国内企業
産業計	<del> </del> )		(調査	産業計)	(調査	産業計)	(調査通	産業計)	(二人以	上の世帯の	のうち勤労	者世帯)	(総	:合)	物価指数
Ŧ	葉県	一般	全 国	千葉県	全 国	千葉県	全 国	千葉県	全	国	千多	葉 市	全 国	千葉市	
	前年度比・									前年度比·		前年度比•	前年度比•	前年度比•	前年度比・
	前年同月比									前年同月比		前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比
(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(千円)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(%)	(%)	(%)
246.2	1.2	318.3	25.3	24.7	146.8	140.3	12.5	11.8	318.3	1.7	355.8	13.1	0.7	0.5	2.2
251.4	2.1	327.2	25.0	24.0	144.2	138.0	12.3	11.4	320.6	0.7	357.4	0.4	0.5	0.6	0.1
254.8	3.3	329.1	26.1	25.2	148.7	141.9	13.1	11.8	337.2	0.7	373.8	△ 2.3	0.9	0.9	1.3
249.9	3.1	323.0	25.3	24.3	141.4	137.4	12.4	11.7	332.3	6.4	318.1	△ 2.8	0.7	0.7	0.6
252.5	2.8	326.6	25.2	23.9	147.4	140.8	12.3	11.3	308.4	5.6	310.9	5.5	0.7	0.9	△ 0.2
251.9	2.7	327.2	24.8	24.3	150.1	142.7	12.3	11.6	321.2	3.6	314.8	△ 23.6	0.5	0.8	△ 0.7
250.5	1.9	325.9	24.7	24.2	141.5	136.6	11.6	10.9	325.5	1.7	346.6	△ 5.0	0.3	0.5	△ 0.9
250.8	3.2	328.1	24.2	24.0	142.5	135.2	12.2	11.5	329.7	8.9	439.6	35.6	0.2	0.6	△ 1.1
248.1	0.8	325.0	25.4	26.0	146.5	139.7	12.6	12.2	305.2	△ 3.2	291.0	△ 25.2	0.2	0.3	△ 0.4
252.0	2.3	327.5	25.8	25.3	147.5	140.3	12.6	11.9	304.0	0.2	394.3	△ 1.1	0.5	0.6	0.1
250.2	2.5	326.4	25.3	24.7	144.9	139.0	12.3	11.7	345.4	△ 1.6	372.4	4.8	0.8	0.7	0.9
253.8	1.3	329.6	24.0	21.6	137.7	134.4	11.8	10.6	312.5	△ 4.1	319.5	3.7	0.7	0.7	1.5
253.6	2.1	330.1	24.5	23.1	139.8	134.5	12.1	10.8	303.2	0.1	361.9	△ 3.2	0.4	0.2	0.7
248.6	△ 0.4	328.3	24.4	21.9	142.1	134.0	11.9	10.5	322.5	△ 7.6	445.6	31.5	0.4	0.0	△ 0.5
252.9	△ 0.8	328.6	22.7	22.4	143.8	136.4	10.5	9.5	303.6	△ 9.9	369.1	△ 1.2	0.1	0.0	△ 2.5
251.0	0.4	327.4	18.6	19.0	126.9	124.1	8.6	8.0	280.9	△ 15.5	416.2	30.8	0.1	△ 0.1	△ 2.8
250.0	△ 1.0	322.4	18.7	18.5	141.3	133.8	9.3	8.2	298.4	△ 3.3	321.3	3.4	0.1	0.0	△ 1.6

省「毎月勤労統計調査全国調査」、県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、⑩総務省「家計調査」、⑪総務省、⑫日本銀行

# 人 事 院 勧 告

#### 給与勧告の骨子

#### 〇 給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ(△0.05月分) 月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

#### I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。 その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

#### Ⅱ ボーナスの改定等

#### 1 民間給与の調査

約12,000 民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施(完了率80.3%) なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務 の年間の支給月数を比較

**○民間の支給割合** 4.46 月 (公務の支給月数 4.50 月)

#### 2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50 月分→4.45 月分 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

#### (一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12 月期	
令和2年度	期末手当	1.30 月 (支給済み)	1.25 月(現行1.30月)	
	勤勉手当	0.95 月 (支給済み)	0.95 月 (改定なし)	
3年度	期末手当	1. 275 月	1. 275 月	
以降	勤勉手当	0.95 月	0.95 月	

#### [実施時期]

法律の公布日

#### 3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定 行政職(一)…現行給与408,868 円 平均年齢43.2歳〔対前年△2,255円、△0.2歳〕

#### 公務員人事管理に関する報告の骨子

危機的事態が次々と発生している中で、必要十分な行政サービスを提供できるよう、有為の人材の確保・育成等の本院の責務を適切に果たすとともに、職員の倫理感・使命感の醸成等を引き続き働きかけ。在宅勤務等の新たな働き方への変革といった課題も踏まえた取組を推進

#### 1 新型コロナウイルス感染症に係る本院の取組

- ・ 一部の採用試験を延期した上で、十分な感染症対策を行いつつ実施。動画やSNSを活用した 情報発信などによる人材確保活動を展開
- ・ 研修の年間実施計画を大幅に見直し。諸外国の大学院等への派遣研修について、渡航時期の 延期を可能とするなどの柔軟な対応
- ・ 時差出勤のため勤務時間割振りの特例を措置、職場の感染拡大防止対策等の周知、非常勤職 員も含め出勤困難な場合の特別休暇を適用。公務災害認定等事務が速やかに行われるよう指導
- ・ 感染症対策の緊急措置に係る作業に従事した場合に特例的に防疫等作業手当を支給できるよう 措置。インターネットを活用して、公平審査に必要な調査を実施

#### 2 人材の確保及び育成

- ・ 多様な有為の人材の確保が重要な課題。受験者層の特性に応じた人材確保活動の強化等を実施。 人材確保上の課題やニーズを幅広く把握し、それを踏まえた活動を展開。政府の要請を受け、就職 氷河期世代を対象とした選考試験を本年11月以降実施。障害者雇用について、今後とも、関係各方 面の意見を聴きつつ、必要な検討
- ・ 職員にグローバル社会を切り開くためのキャリアを自律的に考えさせることが重要。管理職員のマネジメント能力向上、若手・女性職員のキャリア形成支援等のための研修を引き続き実施

#### 3 勤務環境の整備

#### (1) 長時間労働の是正等

今後、超過勤務命令の上限を超えた場合における各府省による要因の整理・分析・検証の状況を把握し、必要な指導を実施。恒常的に長時間勤務がある職域には要員を確保する必要 柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備を進めるため、現行制度の整理も含めて研究

#### (2) ハラスメント防止対策

本年6月からパワハラの防止等のための人事院規則等が施行。研修教材の提供やハラスメント 相談員セミナーの開催など、各府省における防止対策を支援

#### (3) 仕事と家庭の両立支援

男性の育児参画の促進など政府の取組状況等を踏まえつつ、引き続き、両立支援制度の周知等に取組。不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組を検討

#### (4) 心の健康づくりの推進等

ストレスチェックの活用やオンラインでの心の悩み相談の導入等による心の健康づくりの推進。 公務災害認定事案の分析結果に基づき過労死等防止の観点から各府省への指導・助言

#### (5) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。休暇について、引き続き民間の状況を適切に把握し、必要な検討

#### 4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に65歳に引き上げるための 措置が早期に実施されるよう改めて要請
- ・ 政府における人事評価の改善に向けた検討に協力。人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映するため、昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等について検討

#### 報告の骨子

#### 〇 今回の報告のポイント

月例給の改定なし

民間給与との較差(△0.04%)が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

#### 1 民間給与との比較

約12,000 民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査(完了率80.2%)

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、 学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △164 円 △0.04%

[行政職 (一) …現行給与 408,868 円 平均年齢 43.2 歳]

#### 2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

#### (参考) ボーナスの改定(令和2年10月7日勧告)

民間の支給割合(4.46月)との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映